

民法 478 条と権利外観法理の関係

川 地 宏 行

はじめに

第 1 章 民法 478 条における真の債権者の帰責事由

第 2 章 改正前民法 480 条

第 3 章 機械払の預金不正払戻

第 4 章 民法 478 条の類推適用

第 5 章 受領権限確認システムを利用した弁済

第 6 章 過失相殺的処理

第 7 章 民法 478 条適用事案の類型化

第 8 章 民法 478 条をめぐる 2017 年改正の問題点

第 9 章 預金不正払戻における無権限指図構成

おわりに

はじめに

権利外観法理は、虚偽の外観を真実であると正当に信じた第三者を保護するために虚偽の外観作出について帰責事由のある真の権利者に犠牲を強いる制度の総称であり、通謀虚偽表示の第三者保護規定である民法 94 条 2 項や表見代理規定（民法 109 条、110 条、112 条）等において具体化されている。第三者の信頼が正当なものであることが必要とされる一方で、第三者保護のために犠牲を強いられる真の権利者には犠牲になって然るべき理由として外観作出についての帰責事由の存在が要求される。第三者の正当な信頼と真の権利者の帰責事由をいずれも要件とすることで、取引における動的安全の保護と静的安全の保護を適切に調整することが可能となり、具体的妥当な結論が導き出される。

これに対し、同じく虚偽の外観に対する信頼の保護を図る制度でありながら、本来の権利外観法理と一線を画す制度と解されているのが、民法 478 条に

定められた表見受領権者に対する弁済（2017年改正前の債権の準占有者に対する弁済）制度である¹⁾。民法 478 条では債権者本人もしくは弁済受領権者のような外観を有する無権限者（表見受領権者、2017年改正前の債権の準占有者）に対して弁済した債務者の保護が問題となるが、債務者が善意無過失であれば真の債権者に帰責事由があるか否かを問わず弁済は有効とされ債務者が免責されるというのが、従来からの判例通説の立場であり、真の債権者は帰責事由がない場合でも債務者保護のために犠牲を強いられることから、真の権利者の帰責事由を第三者保護のための必須の要件とする他の権利外観法理規定とは、この点で、決定的な違いがある。そして、判例通説は預金不正払戻事案を 2017 年改正前民法 478 条の典型的な適用事案と位置付けてきたので、預金債権の真の債権者である預金者に帰責事由がなくても、預金者の外観を有する無権限者に対して預金債権の債務者である金融機関が善意無過失で預金の払戻（預金債権の弁済）に応じれば、払戻（弁済）は有効とされ、預金者は預金債権の消滅という犠牲を強いられる。

改正前民法 478 条を真の債権者の帰責事由を不要とする「特殊な」権利外観法理規定と捉えたうえで同条の典型的適用事案を預金不正払戻事案とする判例通説の下で、同条は長年にわたり預金払戻業務において金融機関を手厚く保護する役割を果たしてきた。その適用領域は普通預金の窓口での払戻事案にとどまらず、定期預金の期限前払戻事案や ATM を利用した機械払の預金払戻事案にも及ぶとともに、預金担保貸付とその後の相殺事案ならびに保険会社による契約者貸付事案にも同条の類推適用の範囲が拡張され、「特殊な」権利外観法理規定と解されているにもかかわらず、改正前民法 478 条の射程は判例によっ

1) 筆者による民法 478 条関連の主要文献として、拙稿「民法四七八条の適用範囲と真の債権者の帰責事由」伊藤進先生古稀記念『現代私法学の課題』（第一法規、2006 年）191 頁以下（拙稿①）、同「偽造・盗難キャッシュカードによる預金の不正引出と責任分担」専修大学法学研究所紀要 31『民事法の諸問題Ⅻ』1 頁以下（拙稿②）、同「民法四七八条における債務者保護要件」法律論叢 81 巻 1 号 57 頁以下（拙稿③）、同「預金口座における支払取引・資金移動取引」円谷峻 = 三林宏編『新たな法規律と金融取引約款』（成文堂、2015 年）197 頁以下（拙稿④）、同「預金不正払戻事案への民法 478 条の適用に対する批判的考察」近江幸治先生古稀記念『社会の発展と民法学〔下巻〕』（成文堂、2019 年）145 頁以下（拙稿⑤）、同「ドイツ民法における決済サービス規定の改正と判例学説」千葉恵美子編『キャッシュレス決済と法規整』（民法法研究会、2019 年）147 頁以下（拙稿⑥）、同「ドイツにおけるキャッシュレス決済の不正利用と顧客保護」現代消費者法 48 号 98 頁以下（拙稿⑦）、同「キャッシュレス決済における顧客認証と民法 478 条」法律論叢 92 巻 6 号 21 頁以下（拙稿⑧）。

て拡大の一途を辿ってきた。

しかしながら、民法478条がその射程を拡張するにつれ、表見代理規定をはじめとする他の権利外観法理規定の適用領域と衝突する機会が増え、真の債権者の帰責事由を不要とする同条の判例通説の是非が議論されるようになった。

また、機械払の預金不正払戻事案に適用対象が限定されているとはいえ、帰責事由（過失）のない預金者に損失を負担させないルールを定めたカード預貯金者保護法が2005年に制定され、翌年から施行されたことにより、同じ預金不正払戻事案でありながら、窓口払の場合では改正前民法478条が適用され金融機関が善意無過失であれば帰責事由（過失）のない預金者でも全損失を負担させられるのに対し、機械払の場合にはカード預貯金者保護法の適用により帰責事由（過失）のない預金者は一切の損失負担を免れることになり、窓口払か機械払かによって正反対の法的対応がなされる事態が生じた。もっとも、このような法状況は、全銀協の申合せにより、窓口払の預金不正払戻事案においてもカード預貯金者保護法と同様の預金者保護が図られるという実務対応がなされたことで解消された。判例通説による法解釈が惹起した矛盾のある対応が業界団体の自主規制により解消される結果となった。

さらに、海外に目を向けると、EUにおいては、預金払戻は振込、口座振替、クレジットカード、デビットカード、電子マネーなどのキャッシュレス決済とともに、決済サービスの一つと位置付けられ、無権限者による不正払戻がなされた場合の決済サービス業者（金融機関）と顧客（預金者）との間の損失分担は、業者が全損失を負担し顧客は損失負担を免れることが原則とされ、例外として、業者が善意無過失でかつ顧客に過失があった場合には、過失の程度に応じて、軽過失の場合は顧客が50ユーロを負担し、重過失の場合には顧客が全損失を負担するというルールが、二度にわたるEUの決済サービス指令（2007年の第一次指令と2015年の第二次指令）で定められ、当該指令はすでに加盟国において国内法化されている。これによると、帰責事由（過失）のない預金者は預金不正払戻から生ずる損失を一切負わずに済むので、わが国の改正前民法478条をめぐる判例通説とは正反対の対応ということになる²⁾。

以上のように、改正前民法478条の解釈として、預金債権の真の債権者であ

2) 二つのEU決済サービス指令ならびに同指令を国内法化したドイツ民法の規定については、拙稿⑥・前掲注1)と拙稿⑦・前掲注1)を参照。

る預金者に帰責事由がない場合でも預金債権の債務者である金融機関が善意無過失であれば預金不正払戻から生ずる全損失を預金者に負担させる判例通説の見解は、機械払事案においてはカード預貯金者保護法により、また、窓口払事案においては金融業界の自主規制（全銀協の申合せ）によりそれぞれ否定され、さらに、EU 諸国においても正反対の内容の法制度が整備されるなど、国の内外において四面楚歌の状態に陥っていた。

このような状況の下で迎えた 2017 年の民法改正は、改正前民法 478 条の要件として真の債権者の帰責事由を不要と解する判例通説を立法によって排除する絶好の機会であった。ところが、2017 年の民法改正において民法 478 条は文言が修正されるにとどまり、真の債権者の帰責事由の要否を明らかにする改正はなされることなく、改正前の判例通説がそのまま維持されることになった。それどころか、改正により同条に新たに「外観」の文言が付け加えられたことにより、同条の制度趣旨が権利外観法理の具体化に一元化されることが懸念され、権利外観法理とは無縁の同条適用事案との関係で新たな問題が起こり得る火種を残した。

筆者は以前から民法 478 条の研究に従事し、同条において真の債権者の帰責事由を不要とする判例通説の問題点を指摘し、同条の適用事案を類型化したうえで、各類型毎に民法 478 条の制度趣旨が異なることを踏まえ、類型毎に異なる要件を定立することの必要性を説いてきたが、今回の 2017 年改正は、「外観」という文言を条文に付け加えることによって、民法 478 条の制度趣旨が権利外観法理の具体化に一元化される危険性を招来するものであり（これにより類型化が妨げられる）、私見との関係では「改悪」以外の何ものでもない。

本稿では、真の債権者の帰責事由を不要とする通説に対して同説が誕生した歴史的経緯にまで遡った批判を試み、通説である帰責事由不要説の代表的論者と位置付けられてきた我妻説が近時の帰責事由必要説と両立しうる関係にあることを明らかにするとともに（第 1 章）、第 2 章以下において、民法 478 条に関わる従来からの重要論点、具体的には、改正前民法 480 条との関係（第 2 章）、機械払の預金不正払戻事案をめぐる判例法理とカード預貯金者保護法（第 3 章）、預金担保貸付事案などへの類推適用（第 4 章）について順に検討を加え、続いて、近時問題となっている受領権限確認システムを利用した弁済（第 5 章）と過失相殺的処理（第 6 章）について考察する。そのうえで、改正前民法 478 条適用事案を類型化して各類型毎に同条の制度趣旨と要件の設定を試み

る(第7章)。そして最後に、民法478条をめぐる2017年改正の問題点を解明した後に(第8章)、改正前民法478条の典型的適用事案とされてきた預金不正払戻事案について、ドイツ法を参照した無権限指図構成を採用することの必要性和有用性を提示し、特殊な権利外観法理規定とされてきた民法478条が果たす役割の限界を明らかにする(第9章)。

第1章 民法478条における真の債権者の帰責事由

第1節 通説としての帰責事由不要説

表見受領権者(債権者本人もしくは弁済受領権者の外観を有する無権限者。2017年改正前の債権の準占有者)に対する弁済について定めた民法478条をめぐっては、債務者が善意無過失であれば真の債権者の帰責事由の有無を問わず弁済を有効として債務者の保護を図るという「帰責事由不要説」が2017年改正前からの判例通説の立場である。民法94条2項や表見代理規定等において具現化されている権利外観法理は、虚偽の外観を正当に信じた第三者を保護するために、虚偽の外観作出についての真の権利者の帰責事由を必須の要件としているので、民法478条において真の債権者の帰責事由を不要と解するならば、民法478条と他の権利外観法理規定との違いを正当化する明確な理由が示されなければならない。しかしながら、真の債権者の帰責事由を不要とする理由について判例は明確な言及を避けており、帰責事由が不要であることを正当化する理論構成は専ら通説によって提示されてきた。

現在の通説は、権利外観法理の具体化である表見代理規定と民法478条とを区別し、民法478条を真の債権者の帰責事由を不要とする「特殊な権利外観法理規定」と捉えている³⁾。通説に立つ論者等が真の債権者の帰責事由を不要とする理由として挙げた事情をまとめると、以下の三点に集約される⁴⁾。

3) 下森定「債権の準占有者に対する弁済」谷口知平=加藤一郎編『新版・民法演習3(債権総論)』(有斐閣, 1979年)222-223頁, 西村信雄「判批」民商56巻4号657頁, 幾代通『民法研究ノート』(有斐閣, 1986年)170-171頁, 清水暁「債権の準占有」『判例と学説(3)民法II』(日本評論社, 1977年)102頁, 奥田昌道『債権総論(増補版)』(悠々社, 1992年)504頁, 川井健『民法概論3(債権総論)(第2版補訂版)』(有斐閣, 2009年)295頁, 林良平=石田喜久夫=高木多喜男『債権総論(第3版)』(青林書院, 1996年)265頁, 中田裕康『債権総論(第4版)』(岩波書店, 2020年)391-394頁など。

4) 佐久間毅「民法四七八条よる取引保護」論叢154巻4=5=6号383-387頁参照。

①弁済は日常的に大量かつ頻繁に行われるものであり、簡易迅速に処理することが求められるので、民法 478 条において債務者を手厚く保護することを通じて迅速な弁済を実現させることによって、弁済業務の停滞を回避する必要がある。

②他の権利外観法理規定（民法 94 条 2 項、表見代理規定等）は新たな法律関係を形成する局面で適用されるものであり、保護の対象となる第三者は取引を拒絶できる自由な立場にあるが、民法 478 条で保護される債務者は、既に債務を負っており、履行を拒絶すれば債務不履行責任を課せられるおそれがある弱い立場に置かれていることから、他の権利外観法理規定の第三者よりも民法 478 条の債務者を手厚く保護すべきである。

③民法 478 条によって弁済を有効としても真の債権者は債権を失うだけであり、他の権利外観法理規定における真の権利者や本人のように、新たに義務を負わされたり、不動産等の所有権を喪失するわけではないので、他の権利外観法理規定において真の権利者や本人が被る不利益と比較して民法 478 条において真の債権者が被る不利益はそれほど重大なものではない。

そして、以上に挙げた①②③の理由から以下の結論が導出される。弁済は簡易迅速に行われる必要があり、かつ、他の権利外観法理規定で保護される第三者と比べて民法 478 条で保護される債務者は弁済の義務を負っている点で弱い立場にあることから、他の第三者よりも債務者の方が手厚く保護されるべきであり、真の権利者の帰責事由を要件とする他の権利外観法理規定よりも民法 478 条の要件を緩和するために、同条の解釈として真の債権者の帰責事由を要件から除外することによって債務者の手厚い保護を実現すべきである。このように解しても帰責性のない真の債権者は債権を失うだけであり不当な不利益を受けることにはならない。

以上が、現在の通説において真の債権者の帰責事由が不要とされる理論的根拠である。

通説は、民法 478 条の制度趣旨を、弁済の局面における取引の安全を保護する権利外観法理に求めながら、その一方で、表見代理などの他の権利外観法理規定との違いを強調し、他の権利外観法理規定において必須の要件とされる「真の権利者の帰責事由」に相当する「真の債権者の帰責事由」を民法 478 条では要件から外すことにより、債務者の手厚い保護の実現を図る。権利外観法理を具体化した条文でありながら、真の債権者の帰責事由が不要とされること

から、民法478条は「特殊な権利外観法理規定」とされる。このような通説が形成された歴史的経緯について次節以下で詳しく検討する。

第2節 権利外観法理説誕生の歴史的経緯

一 債権の準占有者概念と民法205条との関係

真の債権者の帰責事由を不要とする通説は、民法478条の制度趣旨を「特殊な」権利外観法理の具体化と捉える考えを基礎に置いている。それ故、通説である帰責事由不要説が誕生した歴史的経緯を探求するうえで、2017年改正前民法478条の制度趣旨をめぐる判例学説の変遷を考察することが不可欠となる。

2017年改正前民法478条は「債権の準占有者に対してした弁済は、その弁済をした者が善意であり、かつ、過失がなかったときに限り、その効力を有する」と定められており、改正後の「表見受領権者」に対応する用語として「債権の準占有者」という概念が用いられていた。そして、民法205条において「自己のためにする意思をもって財産権の行使をする」ことが「準占有」とされているので、民法205条の文言をそのまま採り入れると、債権の準占有者とは「自己のためにする意思をもって債権を行使する者」となる。初期の判例はこの定義に従っていたが（大判大正7年12月7日民録24輯2310頁等）、やがて、この定義に権利外観法理の要素を結合させて、「自己のためにする意思をもって債権を行使し、社会一般の取引観念に照らして債権を有するものと思料するに足る外観を備えた者」（大判昭和2年6月22日民集6巻408頁）等と定義付けられるようになり、このような定義の下で偽造受取証書の持参人が債権の準占有者に含まれるとされた。

二 詐称代理人案をめぐる民法205条の位置付け

債権の準占有者の定義において判例は「民法205条プラス権利外観法理」という構成を採用し、偽造受取証書の持参人を債権の準占有者に該当するとしたが、判例に突きつけられた最大の課題は、詐称代理人が債権の準占有者に該当するかという問題であった。この問題をめぐり民法205条の存在が大きな障害となった。「本人のために（民法99条）」行為する代理人を詐称する者が「自己のためにする意思」を有するといえるのか疑問が生じ得るからである。現に、戦前の判例（大判昭和10年8月8日民集14巻1541頁）では、債権の準占有

者について「民法 205 条プラス権利外観法理」の定義を採用したうえで、「自己のためにする意思」を有しないことを理由に詐称代理人は債権の準占有者に該当しないとされた。

もっとも、戦後になると判例が変更され（最判昭和 37 年 8 月 21 日民集 16 卷 9 号 1809 頁）、戦前の判例と基本的に同様の定義を踏襲しながら、戦前の判例とは異なり詐称代理人が債権の準占有者に含まれることが認められ、民法 205 条が定める「自己のためにする意思」の存在は判例において有名無実化された。

その一方で、学説では、詐称代理人を債権の準占有者に含めることを理論的に正当化するために様々な見解が主張された⁵⁾。そこでの主たる争点は、「準占有」概念を定める民法 205 条との関係を改正前民法 478 条の解釈においてどこまで重視すべきかという点にあった。主要な学説を分類すると、民法 205 条との関係に正面から取り組み占有論の観点から詐称代理人が債権の準占有者に該当することの正当化を試みる見解と、占有論から離れ権利外観法理に基づいて理論構成を試みる見解（権利外観法理説）とに大別されるが、前者はさらに債権の準占有において代理占有を肯定する見解（代理占有説）と、動産占有の公信力と同じような公信的効力を債権の準占有に認める見解（公信的効力説）とに分けられる。このうち、公信的効力説と権利外観法理説は、詐称代理人の問題を越えて、真の債権者の帰責事由の要否をめぐる議論にも重大な影響を及ぼすこととなった。以下、この両説について考察する。

三 公信的効力説

公信的効力説の代表的な論者である杉之原舜一は以下のように述べる。民法物権編の占有に関する規定は、占有者に利益を取得させるための規定（民法 188 条以下に置かれた条文の大半がこれに属する）と、占有に対する信頼を保護するために占有に公信力を付与する動産の即時取得規定（民法 192 条から 194 条）とに大別される。改正前民法 478 条の解釈において参照すべきは「取引の安全」という基本理念を同じくする民法 192 条であり、債権の準占有者による債権の行使という外形的事実に公信的効力を認めて債務者を保護するのが改正前民法 478 条の制度趣旨である。それ故、民法 192 条において無権利の動産譲渡人による占有について「自己のためにする意思」が不要とされるのと同様に、

5) 磯村哲編『注釈民法（12）債権（5）』（有斐閣、1970年）85-90頁〔沢井裕〕。

改正前民法 478 条における「債権の準占有者」概念においても「自己のためにする意思」は不要とされる⁶⁾。

そして、杉之原説と同様に改正前民法 478 条と民法 192 条の關係に着目するのが我妻栄の見解である。我妻説によると、改正前民法 478 条は改正前民法 480 条とともに、「専ら債務の弁済という日常最も頻繁に行われる取引についてその安全敏速を図ろうとするものであって、その適用の範囲は極めて広く、取引の安全を保護する制度としておそらくは民法中最も徹底したものである」とされ⁷⁾、続いて、「債権の準占有を生じた理由は問わない。ことに、真実の債権者の意思によって生じた場合（例えば預金証書と印を預けておいた者がほしのままに利用した場合）に限らず、紛失したときや盗まれたとき、その他その意思に全く関係なく生じた場合でもよい。かように本人の意思を問題としないところに——即時取得においても、本人の意思に基づかずに占有を離れたもの（盗品または遺失物）については制限が加えられたこと（民法 193 条、194 条）と対比して——取引の安全保護の思想が極めて徹底して現われる」とされる⁸⁾。我妻説は、民法 192 条に定められた動産の即時取得制度における盗品と遺失物の例外規定（民法 193 条と 194 条）に相当する定めが改正前民法 478 条に続いて置かれていないことを理由に、証書等の盗難や拾得によって債権の準占有が生じた場合でも改正前民法 478 条が適用されると解し、それ故に、改正前民法 478 条は民法 192 条よりも取引の安全を重視した規定であると結論付けている。

四 権利外観法理説

鳩山秀夫は、虚偽の外観を正当に信じた第三者の保護（動的安全の保護）と真の権利者の保護（静的安全の保護）の調整を図る権利外観法理を具体化した条文として、改正前民法 478 条と 480 条を挙げている⁹⁾。末川博も、改正前民法 478 条について善意の弁済者を保護して取引の安全を図る制度であるとして、債権の準占有者とは「弁済者の側からいえば、その者に弁済をしなければならぬと思ったことが取引通念上無理からぬと思われるような人」であり、そ

6) 杉之原舜一「表見的受領権者に対する弁済者の保護（二）」法協 46 卷 9 号 1577-1588 頁。

7) 我妻栄『新訂債権総論』（岩波書店、1964 年）278 頁。

8) 我妻・前掲注 7) 280 頁。

9) 鳩山秀夫「静的安全及ヒ動的安全ノ調節ヲ論ス」『穂積先生還暦論集』（有斐閣書房、1915 年）306-308 頁。

の者が債権者本人と称したか代理人と称したかによって弁済者の保護の必要性には変わりはないとし、詐称代理人を債権の準占有者に含めたが¹⁰⁾、その一方で末川説は改正前民法 478 条の解釈において民法 205 条との整合性に配慮する姿勢も見せていた¹¹⁾。

改正前民法 478 条を取引の安全を図る規定と解しながら民法 205 条との関係にも配慮する末川説に対して、岡村玄治は改正前民法 478 条の解釈において民法 205 条との関係を断ち切り、改正前民法 478 条では外観に対する信頼の保護のみを問題にすべきと主張し¹²⁾、同様の考えが多く支持を得るようになり¹³⁾、後述する公信的効力説との融合を経て、権利外観法理説が改正前民法 478 条の制度趣旨をめぐる通説となった。

五 公信的効力説の権利外観法理説への融合

公信的効力説と権利外観法理説は、いずれも改正前民法 478 条を債務者の信頼を保護して弁済の局面における取引の安全を図る規定と解する点で共通しているが、公信的効力説が条文の文言である「債権の準占有」概念を重視し、債権の準占有に付与された公信用類似の公信的効力により債務者の保護を図ろうとするのに対して、権利外観法理説は「債権の準占有」概念を重視することなく、民法 205 条との関係を断ち切ったうえで、改正前民法 478 条を権利外観法理を具体化した条文と捉えて債務者の保護を図る点に違いがある。

しかしながら、両説は対立関係にはなく、最終的に公信的効力説が権利外観法理説に融合されるかたちで統一が図られた。公信的効力説の代表的論者である我妻説は、前述のように、その主要著書である『新訂債権総論』での改正前民法 478 条の解説において、動産の即時取得に関する民法 192 条から 194 条を引き合いに出して、例外を認めない改正前民法 478 条は例外規定を置く民法 192 条よりも高度な取引の安全を実現する規定であると評価しているが、別の著書である『民法案内』では、民法 192 条から 194 条とともに表見代理に関する民法 110 条が引き合いに出され、民法 110 条について「本人と表見代理人と

10) 末川博「民法四七八条に所謂債権の準占有者」民商 3 卷 3 号 92-93 頁。

11) 末川・前掲注 10) 90-91 頁。

12) 岡村玄治「債権の準占有者」志林 40 卷 3 号 1-3 頁。

13) 三宅正男「判批」判評 14 号 11 頁、川島武宜『所有権法の理論』（岩波書店、1949 年）161 頁、遠藤誠「代理人資格の冒用と債権の準占有者に対する弁済」司法研修所報 20 号 65 頁等。

の間には——多くは本人の意思に基づいて——多少でも代理権を与えたという関係がなければならぬ」が、改正前民法 478 条では、「準占有という状態を作ることに、債権者が少しも関与している必要はない」点が強調され、取引の安全の保護が「民法のなかでは最も徹底している」とされる¹⁴⁾。民法 110 条と対比した記述は改正前民法 478 条を権利外観法理の具体化と捉える権利外観法理説に接近する動きとみることができよう。

同じく「公信的効力説」を「権利外観法理説」に融合する試みとして、篠塚昭次 = 柳田幸男の見解を挙げることができる。篠塚 = 柳田説は、「債権の事実上の支配という外観」の有する公示的作用を信頼した者を保護するために、当該「外観」に公信的効力を付与したのが改正前民法 478 条であるとし¹⁵⁾、公信的効力が与えられるためには外観の公示的作用が「取引の一般通念上債権者であると信じさせる程度」に強度なものであることを要するが、真の債権者の帰責事由を改正前民法 478 条の要件に加えるならば、権利外観法理によって詐称代理人事案にも改正前民法 478 条の適用が可能になると主張する¹⁶⁾。篠塚 = 柳田説は公信的効力概念を使用してはいるが、それと同時に、占有論からの離脱を主張し¹⁷⁾、民法 192 条の準用も否定しており、改正前民法 478 条を権利外観法理規定と捉えたうえで真の債権者の帰責事由を要件に加えることを強く求めている¹⁸⁾。

以上のように、我妻説と篠塚 = 柳田説が橋渡しの役割を果たしたことにより、公信的効力説は権利外観法理説に融合され、改正前民法 478 条の制度趣旨をめぐる現在の通説が形成された。通説における債権の準占有者の定義をみると、「自己のためにする意思」が排除され、債務者を誤認させるような外観の存在を重視する定義が採用されている。具体的には、「取引観念の上からみて真実の債権者であると信じさせるような外観を有するもの」という定義が一般化し、民法 205 条の影響が定義から排除されている¹⁹⁾。

14) 我妻栄 (水本浩補訂) 『民法案内 5-3 (債権法総論・下) (全訂第一版)』 (一粒社, 1987 年) 250-251 頁。

15) 篠塚昭次 = 柳田幸男 「準占有と代理資格の詐称」判タ 139 号 5-6 頁。

16) 篠塚 = 柳田・前掲注 15) 6-7 頁。

17) 篠塚 = 柳田・前掲注 15) 2-4 頁。

18) 篠塚 = 柳田・前掲注 15) 6-7 頁。

19) 我妻・前掲注 7) 277-279 頁, 奥田・前掲注 3) 500 頁, 川井・前掲注 3) 292 頁。

第 3 節 帰責事由不要説誕生の歴史的経緯

一 帰責事由必要説と不要説の対立

改正前民法 478 条の制度趣旨をめぐり、前節で検討した歴史的経緯により権利外観法理説が通説となったが、ここから権利外観法理説は、さらに、真の債権者の帰責事由を不要とする帰責事由不要説と、真の債権者の帰責事由を要件にすべきと主張する帰責事由必要説に分かれる。そして、公信的効力説から権利外観法理説への橋渡しの役割を果たした我妻説と篠塚 = 柳田説は、真の債権者の帰責事由の要否をめぐり対立関係にあると解され、我妻説は帰責事由不要説の、篠塚 = 柳田説は帰責事由必要説の、それぞれ先駆的な論者と位置付けられるようになった。

本来、権利外観法理では真の権利者の帰責事由が必須の要件とされているので、帰責事由必要説に立つ篠塚 = 柳田説は、改正前民法 478 条の制度趣旨を権利外観法理と捉えることからの当然の帰結といえる。帰責事由必要説に立つその後の論者の多くも、同条の制度趣旨を権利外観法理の具体化と捉えることからの帰結が帰責事由必要説である点を強調している²⁰⁾。

二 我妻説における民法 192 条の意義

それでは、篠塚 = 柳田説と同様に、民法 478 条の制度趣旨について権利外観法理説に依拠しているとされながら、我妻説が帰責事由不要説の代表的論者とされているのは何故か。ここで、改正前民法 478 条の制度趣旨をめぐると我妻説の本来の考えに注目する必要がある。前述のように我妻説は元々は公信的効力説に依拠しており、動産の即時取得を定めた民法 192 条を改正前民法 478 条と類似の規定と解し、公信的効力説を権利外観法理説に融合させた後も、民法 192 条と比較するかたちで改正前民法 478 条を解説している。具体的には、民法 192 条では無権利の譲渡人が動産の占有を取得するに至った理由の如何を問

20) 沢井・前掲注 5) 87 頁、浜上則雄「弁済受領権限のない者への弁済」奥田昌道他編『民法学 4《債権総論の重要問題》』（有斐閣、1976 年）191-192 頁、星野英一『民法概論Ⅲ（債権総論）（補訂版）』（良書普及会、1988 年）240 頁、加藤雅信『現代民法学の展開』（有斐閣、1993 年）367 頁、潮見佳男『新債権総論Ⅱ』（信山社、2017 年）216-217 頁、多田利隆『信託保護における帰責の理論』（信山社、1996 年）64 頁、近江幸治『民法講義Ⅳ債権総論（第 4 版）』（成文堂、2020 年）261-262 頁、平野裕之『債権総論』（日本評論社、2017 年）360 頁。

わず譲渡人を所有者と信じた第三者が保護されるので、改正前民法478条においても債権の準占有者が出現するに至った理由の如何を問わず善意無過失の債務者が保護されるとする。

そのうえで、我妻説は民法192条と改正前民法478条の違いにも着目する。それによると、即時取得の対象となる動産が盗品や遺失物である場合、つまり、無権利の譲渡人による動産の占有取得が原所有者の意思に基づかない場合には、民法193条と194条により例外的に一定の要件の下で原所有者の第三者に対する回復請求権が認められているので、192条から194条までを総合的に捉えるならば、原所有者の犠牲において第三者が最終的に動産の所有権を取得できるのは、譲渡人の占有取得が原所有者の「意思に基づく」場合に限られ、譲渡人の占有取得が原所有者の「意思に基づかない」盗品や遺失物の場合には第三者は最終的に保護されないことになる。これに対し、改正前民法478条には民法193条と194条に相当する例外規定が設けられていないので、盗まれたり拾得された証書や印鑑などが不正使用されて無権限者に弁済がなされた場合、つまり、債権の準占有者の出現が真の債権者の「意思に基づかない」場合でも、改正前民法478条の適用により債務者が保護されることになる。それ故、改正前民法478条は、民法192条よりも、取引の安全保護の思想が極めて徹底していると評価できる²¹⁾。

このように、我妻説が改正前民法478条の解釈において参照しているのは民法192条における動産の即時取得制度であり、それ故、我妻説では、債権の準占有者の出現が真の債権者の「意思」に基づくことを不要とする点が強調されているものの、真の債権者の「帰責事由」までも不要とされているわけではない。しかしながら、我妻説は、その後の通説に立つ論者等によって真の債権者に「帰責事由」がない場合でも債務者を保護する見解と読み替えられ²²⁾、改正前民法478条を真の債権者の帰責事由を不要とする特殊な権利外観法理規定と捉える現在の通説の代表的論者と位置付けられるようになった。

三 我妻説と現在の通説の違い

そして、我妻説以降の現在の通説は、真の債権者の帰責事由が不要とされる

21) 我妻・前掲注7) 280頁。

22) 前掲注3) の文献。

理由について、表見代理をはじめとする他の権利外観法理規定とは異なる民法 478 条の特殊性を重視した理由付けを展開するようになり、第 1 節において考察したように、「弁済の迅速処理の必要性」ならびに「すでに債務を負っている債務者の要保護性の高さ」が強調されるようになった。

以上の検討から明らかのように、我妻説は、改正前民法 478 条を「債権の準占有に公信力類似の公信的効力を与えた規定」と解する公信的効力説を礎にして債権の準占有者の出現が真の債権者の「意思」に基づくことを要しないとする見解（意思的関与不要説）であり、民法 478 条を特殊な権利外観法理規定と捉え弁済の特異性や債務者の要保護性の高さを理由に真の債権者の帰責事由を不要と解する現在の通説（帰責事由不要説）との間には、明らかな違いがある。それ故、我妻説を帰責事由不要説の先駆の見解と位置付けることは正確とはいえない。

第 4 節 帰責性緩和の動きと我妻説の再評価

我妻説には現在の通説である帰責事由不要説と同視できない点があることは前節までの歴史的経緯の分析から明らかとされたが、我妻説はさらに、帰責事由必要説と両立する可能性も秘めている。ここで、帰責事由必要説に立つ一部の論者から、真の債権者に要求される帰責性の程度を緩和する動きが見られる点に注目する必要がある。河上正二は、弁済義務を負っている債務者を手厚く保護することが必要であるとする帰責事由不要説の考えに同調しながら、帰責事由必要説の立場から、債務者の手厚い保護は、債務者の善意無過失や真の債権者の帰責事由を緩やかに認定することによって実現すべきと説く²³⁾。より具体的に、潮見佳男は、「債権者の帰責性を要求する場合も、この要件は、真の権利者が権利を失ってもやむを得ない事由という程度の広い概念である。故意・過失という厳格な責任要件と同義ではなく、表見受領権限という外観の作出に債権者の行為が寄与していると評価するのが相当であるという程度の事情が認められればよい」とする²⁴⁾。さらに、多田利隆は、債権の準占有者（改正後の表見受領権者）の存在を認識している程度でも真の債権者の帰責事由を認

23) 河上正二「債権法講義（総則）第 7 章債権債務関係の消滅（6）弁済（その 5）債権の準占有者に対する弁済」法セ 728 号 98 頁。

24) 潮見・前掲注 20) 217 頁。

定してよいとする²⁵⁾。

上記のような「帰責性の緩和」により、「真の債権者の意思に基づかない帰責事由」があり得ることになるが、こうした帰責性緩和の動きは、我妻説に対する再評価に結び付く。なぜなら、改正前民法478条の要件として我妻説が不要としたのは「真の債権者の意思的関与」であるが、帰責性の緩和により、「真の債権者の意思に基づかない事情も帰責事由となり得る」のであれば、我妻説と帰責性緩和の動きを結び付け、我妻説を「真の債権者の意思的関与は不要であるが緩和された帰責性は最低限必要とする」見解と理解することができるからである。そうであれば、我妻説に対する評価は、帰責事由不要説の旗頭から帰責事由必要説に親和的な見解へと大きく転換することになる。

第5節 債権の準占有者の範囲を狭く捉える見解

通説と同じく真の債権者の帰責事由を不要とする見解として、債権の準占有者の範囲を狭く捉える見解が存在するが、帰責事由を不要とする理由が通説とは全く異なる。

この見解は、改正前民法478条の前身に当たる旧民法財産篇457条ならびに母法であるフランス民法旧1240条の趣旨を重視し、それを改正前民法478条の解釈に反映させようと試みる有力説であり、改正前民法478条の制度趣旨について、これを権利外観法理の具体化と捉える通説とは真っ向から対立する。

以下に代表的論者の見解を概観する。まず、過誤弁済が生じる事案を類型化して改正前民法478条の適用対象を限定する来栖三郎の見解によると、「真の債権者は甲なのであるが乙が債権者らしい外観を持っているので乙に弁済した場合、つまり、債権者が甲か乙かが問題になっている場合」が改正前民法478条の本来の適用対象であり、この場合の「乙」が債権の準占有者になるとし、旧民法財産篇457条2項に列挙されていた「債権の表見譲受人」や「表見相続人」がその例であるとする。これと似て非なる事案として、「債権者が甲か乙かは問題ではなく、債権者が甲であることは明瞭で、受取に來た者が債権者甲あるいは甲に代わって受領する権限がないのに、その者に対して弁済した場合」があり、このような「表見弁済受領権者」の例としては、表見代理人、受取証書の持参人、免責証券（鉄道旅客の手荷物引換証、百貨店・劇場等の携帯品

25) 多田・前掲注20) 63-65, 232-235, 306-307頁。

預証、下足札等)の所持人、記名証券の所持人、郵便貯金通帳や銀行預金通帳の持参人などが挙げられるとする。そして、表見弁済受領権者は債権の準占有者と似ているが、両者は明確に区別されるべきであり、表見弁済受領権者に対する弁済には改正前民法 478 条を適用すべきではないとする²⁶⁾。

また、債権の準占有の意味を客観的に捉えることにより債権の準占有者の範囲を限定する見解として内池慶四郎の見解がある。内池説によると、民法 205 条における準占有は心素としての「自己のためにする意思」と体素としての「権利を行使する事実」から構成されており、債権の準占有の有無は心素たる「自己のためにする意思」の有無ではなく、体素たる「権利の行使」の有無で決定されるとする。そして、体素である「権利の行使」は、「権利もしくは権利者たる地位に対する事実的支配」を意味し、支配者らしく見えるという外観ではなく、債権に対して何らかの事実的連結を持つことを要するとして、旧民法財産篇 457 条 2 項に列挙された「債権の表見譲受人」や「表見相続人」などがその例であるとする一方で、詐称代理人、預金通帳と印鑑の所持人、偽造受取証書の持参人などは債権の準占有者に含まれないとする²⁷⁾。

来栖説や内池説と同様に、債権の準占有者の範囲を限定するその他の論者は、いずれも債権の準占有者を厳格に定義付けており、「一般取引の観念上債権名義人と見られる地位を得た者」²⁸⁾、「真の債権者から債権者たる地位の移転を受けた外観を有する者」²⁹⁾、「債権者らしい外観を持つ者」の中身は「その身に債権者本人と思われる法的資格が備わった者」³⁰⁾とされる。これらの見解に共通しているのは、債権の準占有者には真の債権者であるかのように見える「地位」や「資格」が備えられていることを要し、債権を行使する際に債権者本人やその代理人を偽るだけでは債権の準占有者に該当しないとされる点であり、詐称代理人、偽造受取証書の持参人、預金通帳と届出印の持参人などが債権の準占有者から除外されている。そして、詐称代理人事案には表見代理規

26) 来栖三郎「債権の準占有と免責証券」民商 33 卷 4 号 477-483 頁。

27) 内池慶四郎「債権の準占有と受取証書」法研 34 卷 1 号 53-55 頁。

28) 三宅・前掲注 13) 11-12 頁。

29) 新関輝夫「預金証書の持参人に対する弁済と民法四七八条」『現代契約法大系第 5 卷』（有斐閣、1984 年）72-73 頁。

30) 池田真朗「民法四七八条の解釈・適用論の過去・現在・未来」『慶應義塾大学法学部法律学科開設百年記念論文集法律学科篇』（慶應通信、1990 年）326 頁（池田①）。

定を適用すべきであり³¹⁾、偽造受取証書事案には真正受取証書事案と同様に改正前民法 480 条を適用すべきとされる (第 2 章第 1 節参照)。さらに、預金不正払戻事案については、免責約款の効力³²⁾ もしくは特別法の制定³³⁾ によって対処すべきとされている。

債権の準占有者の範囲を狭く捉える有力説は、詐称代理人事案、偽造受取証書事案、預金不正払戻事案等を改正前民法 478 条の適用範囲から除外しており、同条の制度趣旨を権利外観法理の具体化とは解していない。そこからの当然の帰結として、同条が適用されるべき事案には真の債権者の帰責事由の要否がそもそも問題とならないので、改正前民法 478 条の要件として真の債権者の帰責事由は不要とされる。この点だけを捉えれば、有力説は通説と共通していることになるが、この有力説が帰責事由を不要としたのは、改正前民法 478 条の適用範囲を狭く捉えたうえで同条の制度趣旨を権利外観法理の具体化とは解さなかった結果である点に注意を要する。改正前民法 478 条の制定当初から長年にわたり真の債権者の帰責事由の要否について学説での議論が低調であったのは、この有力説の存在が大きいと思われる。

さらに、この有力説に立つ論者の多くは、条文の文言上、債務者の「善意」のみが要件とされていた 2004 年改正前の民法 478 条の解釈において、債務者は善意であれば足り過失の有無を問うべきではないと主張していた。誰の目から見ても債権者のように見える者のみが債権の準占有者であり、そのような者の受領権限の有無について債務者に調査義務を課すことは債務者にとって酷である³⁴⁾、無過失要件を課すと過失の有無で調整を図ればよいとする考えによって債権の準占有者の認定が安易になされる危険性がある³⁵⁾ など、無過失要件を不要とする理由が挙げられている。

31) 三宅・前掲注 13) 11-12 頁, 来栖・前掲注 26) 482-483 頁, 内池・前掲注 27) 57-59 頁, 新関・前掲注 29) 73 頁, 池田①・前掲注 30) 329-330 頁。

32) 新関・前掲注 29) 82-83 頁。

33) 池田①・前掲注 30) 348 頁。

34) 内池・前掲注 27) 58-59 頁。

35) 新関・前掲注 29) 80 頁。

第 2 章 改正前民法 480 条

第 1 節 改正前民法 480 条の適用範囲

2017 年改正前民法 480 条は、改正前民法 478 条と同様、弁済の局面における債務者の信頼を保護する規定であり、2017 年改正前民法が制定された当初から、両条は一括りにされて論じられることが多かった。それ故、改正前民法 478 条の解釈問題を検討するにあたり、類似規定とされる改正前民法 480 条との関係を無視することはできない。

2017 年改正前民法 480 条では、「受取証書の持参人は、弁済を受領する権限がある者とみなす。ただし、弁済をした者がその権限がないことを知っていたとき、又は過失によって知らなかったときは、この限りでない。」と定められ、受取証書（領収書）の持参人が、実際には受領権限を有しなかった場合でも、その者に対して債務者が善意無過失で弁済した場合には、弁済は有効となるとされていた³⁶⁾。

改正前民法 480 条における受取証書は真正なものであることを要するか、あるいは、偽造された受取証書の持参人に弁済された事案でも同条が適用されるのか。判例をみると、大判明治 41 年 1 月 23 日新聞 479 号 8 頁では、改正前民法 480 条について、受取証書の持参人が弁済受領権者であるとみなされ、委任状やその他の証拠で受領権限を証明する必要がないことを規定した条文であることから、受取証書が真正なものであることを要するのは当然とされた。通説も判例を支持し、債権者の静的安全の保護と調和させるために、改正前民法 480 条が適用される対象を受取証書が真正なものである事案に限定していた³⁷⁾。

その一方で、偽造受取証書事案にも改正前民法 480 条が適用されるべきと解する見解も有力に主張されていた。田中和夫は、受取証書が偽造されたものであった場合に一律に改正前民法 480 条の適用を否定するのではなく、偽造受取

36) 改正前民法 480 条をめぐる判例学説については中舎寛樹『表見法理の帰責構造』（日本評論社、2014 年）269-271 頁、284-285 頁（中舎①）。

37) 我妻・前掲注 7) 281-282 頁、来栖・前掲注 26) 487 頁、平井宜雄『債権総論（第 2 版）』（弘文堂、1996 年）200 頁。

証書の作成につき債権者に過失があった場合には善意無過失の債務者を保護するために改正前民法480条を適用すべきとする³⁸⁾。また、杉之原舜一は、改正前民法480条は受取証書の持参という外形に一種の公信力(公信的効力)を与えた規定であり、受取証書の持参人の受領権限について債務者は調査義務を免除されているのであるから、その一方で受取証書の真否の調査義務を債務者に課すというのでは債権者の静的安全の保護に偏りすぎるため、受取証書が真正か偽造かを問わず同条が適用されるべきと主張する³⁹⁾。さらに、田中実は、弁済行為が日常の取引において大量的・機械的・事務的に行われることに着目し、表見代理制度よりも手厚い保護が善意弁済保護制度(民法478条と480条)には必要であるとして、債権者の意思的関与があったか否かという債権者側の事情ではなく専ら債務者側から見た外観を中心に債務者保護の必要性を考えるべきと主張し、偽造受取証書事案にも改正前民法480条を適用すべきと説く⁴⁰⁾。

第2節 改正前民法478条と480条の関係

改正前民法478条と480条の関係について、判例通説によると、受取証書を持参する無権限者は債権の準占有者に含まれると解され、改正前民法480条は改正前民法478条の特則と位置付けられていた。改正前民法480条では受取証書が有する受領権限の推定力を根拠に、受取証書の持参人に弁済した場合には債務者の善意無過失が推定され、弁済の効力を否定する債権者側が債務者の悪意もしくは有過失を証明しなければならないとされた⁴¹⁾。それ故、前述のように、判例通説により、受領権限を推定できない偽造受取証書事案は改正前民法480条の適用範囲から除外され、同条の適用は真正受取証書事案に限定されたが、偽造受取証書事案には改正前民法478条を適用することによって債務者の保護が図られた⁴²⁾。

38) 田中和夫「判批」判例民事法昭和2年度138-139頁。同旨、星野・前掲注20)244頁、浜上・前掲注20)193-196頁。

39) 杉之原舜一「表見的受領権者に対する弁済者の保護(一)」法協46巻8号1355-1371頁。杉之原説に対する批判として、内池・前掲注27)61-64頁。

40) 田中実「判批」判評23号18-19頁。

41) 我妻・前掲注7)282頁、林=石田=高木・前掲注3)275-276頁、奥田・前掲注3)512頁、幾代・前掲注3)167頁。

42) 大判昭和2年6月22日民集6巻408頁、東京高判昭和34年9月7日判時200号14頁。我

第 3 節 改正前民法 480 条における真の債権者の帰責事由

改正前民法 480 条の要件として真の債権者の帰責事由は必要か否か。この問題をめぐる議論は改正前民法 478 条と比較して低調である。改正前民法 480 条を 478 条の特則と解する判例通説の下では当然の結果といえる。また、後述の、受領権限確認システムを利用した弁済において真の債権者の帰責事由を不要と解する近時の通説的見解のように、改正前民法 480 条と 478 条は大量の弁済を迅速に行うために受領権限の確認手続が定型化された事案を適用対象とする点でも共通していると解されており（第 5 章第 3 節参照）、このような視点に立つ限り、真の債権者の帰責事由の要否について、改正前民法 480 条に固有の問題として議論する必要がなかったものと思われる。

もっとも、改正前民法 480 条における真の債権者の帰責事由の要否について言及した見解が皆無というわけではない。まず、受取証書の持参人が受取証書を入手した経緯は問われず、窃取や拾得でもよいと解されているが⁴³⁾、この点を捉え、「受取証書の持参人」という定型枠の中で債権者本人の帰責事由が不要とされていると解する見解がある⁴⁴⁾。その一方で、改正前民法 478 条の要件として真の債権者の帰責事由必要説に立つ論者から、改正前民法 480 条においても債権者の帰責事由を要件にすべきとの主張がなされている⁴⁵⁾。さらに、偽造受取証書事案も改正前民法 480 条の適用範囲に含めるべきと主張する前述の有力説において、真の債権者の帰責事由に関連する言及が見られる点にも注意を要する⁴⁶⁾。

第 4 節 2017 年改正による民法 480 条の廃止

2017 年民法改正により改正前民法 480 条は廃止され、受取証書を持参した無権限者に対する弁済は受取証書が真正なものか否かを問わず改正後は民法

妻・前掲注 7) 282 頁、奥田・前掲注 3) 511 頁、平井・前掲注 37) 200 頁。

43) 我妻・前掲注 7) 282 頁、於保不二雄『債権総論（新版）』（有斐閣、1972 年）360 頁、奥田・前掲注 3) 511 頁。

44) 下森・前掲注 3) 224 頁。

45) 浜上・前掲注 20) 195 頁。

46) 前掲の田中和夫と田中実の見解。さらに、杉之原説は改正前民法 478 条と同様に公信的効力説を主張する。

478条の適用対象に含まれることとなった。廃止の理由について、立案担当者の解説によると、改正前民法480条を改正前民法478条の特則と捉えたうえで、このような特則を設けておくことの「合理性が乏しい」との理由が示されている⁴⁷⁾。

第3章 機械払の預金不正払戻

第1節 機械払の預金不正払戻事案における真の債権者の帰責事由

最高裁が真の債権者の帰責事由について言及した判決として機械払の預金不正払戻事案に関する後述の最高裁平成15年判決があり、また、機械払の預金不正払戻事案を適用対象とした後述のカード預貯金者保護法には、過失(帰責事由)のない預金者(預金債権の真の債権者)は預金不正払戻から生じた損失の負担を免れる規定が置かれている。このように、民法478条の要件として真の債権者の帰責事由を不要と解する判例通説の立場は、機械払の預金不正払戻事案をめぐる近時の判例や立法の動きにより、大きく揺らいでいる。

第2節 最高裁平成15年判決

一 事案

最判平成15年4月8日民集57巻4号337頁は、機械払の預金不正払戻事案において改正前民法478条の適用を認めた最初の最高裁判決である⁴⁸⁾。最高裁平成15年判決では以下の事案が問題となった。金融機関YではATMにおいてキャッシュカードの代わりに預金通帳を用いても預金の払戻が受けられるサービス(通帳機械払)が提供されていたが、Yの約款には通帳機械払に関する記載が存在せず、通帳機械払によって預金不正払戻がなされた場合の免責条項も定められていなかった。預金者Xは通帳機械払サービスの存在を知らず、実際に預金通帳を用いてATMから預金の払戻を受けた経験もなかった。Xは自宅近くの駐車場に駐車していた自動車のダッシュボード内に預金通帳を保管

47) 筒井健夫=村松秀樹編『一問一答・民法(債権関係)改正』(商事法務, 2018年)187頁。

48) 三枝健治「判批」民法判例百選Ⅱ(第9版)58頁, 河上・前掲注23)101-105頁。同最判については、拙稿②・前掲注1)57-65頁も参照。

しており、自動車の登録番号を暗証番号にしていたところ、何者かに自動車が盗まれ、車内に保管されていた預金通帳も盗難に遭った。その後、YのATMからXの預金通帳を用いて複数回にわたり預金が不正に払い戻された。Xは本件払戻金相当額の預金の払戻を求めてYに対して訴えを提起したが、最高裁は改正前民法 478 条の適用を認めながら、以下の理由により、Yの過失を認定してXの請求を認容した。

二 判 旨

(a) 「機械払の方法による払戻しは、窓口における払戻しの場合と異なり、銀行の係員が預金の払戻請求をする者の挙措、応答等を観察してその者の権限の有無を判断したり、必要に応じて確認措置を加えたりするということがなく、専ら使用された通帳等が真正なものであり、入力された暗証番号が届出暗証番号と一致するものであることを機械的に確認することをもって払戻請求をする者が正当な権限を有するものと判定する」。「このように機械払においては弁済受領者の権限の判定が銀行側の組み立てたシステムにより機械的、形式的にされるものであることに照らすと、無権限者に払戻しがされたことについて銀行が無過失であるというためには、払戻しの時点において通帳等と暗証番号の確認が機械的に正しく行われたというだけでなく、機械払システムの利用者の過誤を減らし、預金者に暗証番号等の重要性を認識させることを含め、同システムが全体として、可能な限度で無権限者による払戻しを排除し得るように組み立てられ、運営されるものであることを要する」。

(b) Yは「通帳機械払のシステムを採用していたにもかかわらず、その旨をカード規定等に規定せず、預金者に対する明示を怠り」、Xは「通帳機械払の方法により預金の払戻しを受けられることを知らなかった」。

(c) 「無権限者による払戻しを排除するためには、預金者に対し暗証番号、通帳等が機械払に用いられるものであることを認識させ、その管理を十分に行わせる必要がある」。「通帳機械払のシステムを採用する銀行がシステムの設置管理について注意義務を尽くしたというためには、通帳機械払の方法により払戻しを受けられる旨を預金規定等に規定して預金者に明示することを要するというべきであるから」、Yは「通帳機械払のシステムについて無権限者による払戻しを排除し得るよう注意義務を尽くしていたということはできず、本件払戻しについて過失があったというべきである」。

(d) 「Xは、本件暗証番号を本件車両の自動車登録番号の4桁の数字と同じ数字とし、かつ、本件通帳をダッシュボードに入れたまま本件車両ごと盗まれ、本件暗証番号を推知されて本件払戻しがされたものと認められるから、本件払戻しがされたことについてはXにも帰責事由が存するというべきであるが、この程度の帰責事由をもってYに過失があるとの前記判断を覆すには足りない」。

三分析

最高裁平成15年判決は、窓口払事案と同様、機械払の預金不正払戻事案にも改正前民法478条の適用を認めたとうえで、預金払戻時の受領権限確認が機械的になされれば足りるわけではないとして、無権限者による不正払戻をできるだけ防止するために機械払システムの設置管理の全体にわたり安全性を確保するための広範かつ厳格な注意義務を金融機関に課している⁴⁹⁾。そして、通帳機械払が可能であることを預金者に知らせることを通じて預金通帳や暗証番号の適切な保管が必要であることを預金者に注意喚起することも金融機関の義務であるとしたうえで⁵⁰⁾、当該義務に違反したことを理由に金融機関の過失が認定された。

最高裁平成15年判決は機械払事案において機械払システムの設置管理の全体にわたり無権限者による不正払戻をできるだけ防止するための広範かつ厳格な注意義務を金融機関に課したが、学説からは、組織過失やシステム責任論の観点から、窓口払事案においても同様の義務を課すべきとの見解が有力に主張されている⁵¹⁾。

なお、最高裁平成15年判決は、上記のような広範かつ厳格な注意義務を改正前民法478条において債務者の善意無過失が認定されるために遵守すべき義務として金融機関に課しているが、この点について一部の学説から疑問が提起されており、当該注意義務を預金契約上の(付随)義務と位置付けて、免責レ

49) いわゆるシステム構築責任。潮見・前掲注20) 213頁、中舎寛樹「判批」民商129巻6号845頁(中舎②)。

50) ハード面だけではなくソフト面での安全性の確保も要求されていることになる。中舎②・前掲注49) 846頁。

51) 中舎②・前掲注49) 845頁、佐久間毅「判批」リマークス28号39-40頁、潮見・前掲注20) 213-214頁。

ベルではなく履行レベルで捉え、義務違反については債務不履行の問題として処理すべきとの主張がなされている⁵²⁾。

さらに、最高裁平成 15 年判決は、判旨(d)において預金債権の真の債権者である預金者の帰責事由が預金債権の債務者である金融機関の善意無過失の判定に影響を及ぼしう旨の言及をしているが、この点は後述の第 6 章で考察する過失相殺的处理と密接な関係を有するので、判旨(d)に関する考察は第 6 章第 1 節において行う。

第 3 節 カード預貯金者保護法

一 立法経緯

前掲の最高裁平成 15 年判決により、窓口払の預金不正払戻事案と同様、機械払の預金不正払戻事案においても改正前民法 478 条の適用が認められ、さらに、預金債権の債務者である金融機関に対して無権限者による預金不正払戻を可能な限り排除できるように機械払システムの設置管理の全体にわたり安全性を確保するための広範かつ厳格な注意義務が課されたが、その一方で、改正前民法 478 条の要件として真の債権者の帰責事由を不要とする判例通説は何ら変更されなかった（最高裁平成 15 年判決では預金者の帰責事由が金融機関の善意無過失の判定に影響を及ぼしう旨の言及がなされたが、真の債権者である預金者の帰責事由が改正前民法 478 条の要件とされたわけではない）。

それ故、金融機関が善意無過失であれば預金債権の真の債権者である預金者に何ら帰責事由がなくても金融機関は免責されるので、預金不正払戻から生じた損失はすべて預金者が負担することになる。

しかしながら、1990 年代以降、盗難カードや偽造カードを使用した機械払の預金不正払戻が激増したことに伴い、金融機関に過失がなければ帰責性のない預金者にも全損失を負担させるという金融実務の対応が社会問題となり、ついには国会をも動かして、2005 年に、「偽造カード等及び盗難カード等を用いて行われる不正な機械式預貯金払戻し等からの預貯金者の保護等に関する法律」（カード預貯金者保護法）が制定されるに至った⁵³⁾。以下に同法の内容を概

52) 中舎②・前掲注 49) 847 頁、尾島茂樹「判批」判評 541 号 167 頁、久須本かおり「通帳機械払いによる無権限者への預金払戻しにおける銀行の責任と預金者の過失」愛法 165 号 69 頁。

53) 同法についての詳細は、石田祐介「偽造カード等及び盗難カード等を用いて行われる不正な

観する。

二 適用範囲

カード預貯金者保護法の適用対象は、金融機関が「個人」の預金者に交付したカードや預金通帳（盗難カードや盗難通帳）またはそれに類するもの（偽造カード等）を使用して行われる機械式払戻と機械式借入である（2条）。同法は偽造カード事案と盗難カード事案を区別したうえで、各事案毎に金融機関と預金者間の損失分担方法を定めている。

三 責任分担

偽造カードが使用された事案においては民法478条の適用が排除され、払戻は無効となる（3条）。ただし、預金者に故意があった場合、あるいは、金融機関が善意無過失で、かつ、預金者に重過失があった場合には、払戻は有効となる（4条）。

盗難カード（盗まれた真正カード）による不正払戻の事案では、民法478条の適用は排除されないが（3条ただし書）、民法478条の適用によって不正払戻が有効とされた場合でも、預金者は一定の要件の下で金融機関に対して「補てん請求権」を取得できる（5条）。具体的には、盗難カードの使用により不正払戻の被害を受けた預金者は、金融機関に対して真正カードが盗取されたことを速やかに通知するとともに、金融機関の求めに応じて遅滞なく盗取に関する事情や状況を説明し、かつ、捜査機関に対して盗難届を提出した旨を金融機関に申し出ることを要件に、金融機関に対して補てんを請求できる（5条1項）。請求を受けた金融機関は、払戻が盗難カード等を用いて行われた不正なものではなかったこと、または、預金者に故意があったことを証明した場合を除き、「補てん対象額」を全額負担する（5条2項本文）。金融機関が自身の善意無過失ならびに預金者の軽過失を証明した場合、金融機関の「補てん対象額」の負担は4分の3（75%）に軽減される（5条2項ただし書）。金融機関が自身の善意

機械式預貯金の払戻し等からの預貯金者の保護等に関する法律」ジュリ1299号12頁以下、岩原紳作＝野間啓＝松本貞夫「鼎談 偽造・盗難カード預貯金者保護法と理論・実務上の課題」ジュリ1308号8頁以下、松本恒雄「預金の不正払戻しに係る判例法理と預貯金者保護法」ジュリ1308号28頁以下、高見澤昭治＝齋藤雅弘＝野間啓『預金者保護法ハンドブック』（日本評論社、2006年）、拙稿②・前掲注1）74-79頁。

無過失，ならびに，(ア)預金者に重過失があったこと，(イ)預金者の配偶者や二親等内の親族，同居の親族等がカードを使用したこと，(ウ)預金者が盗取に関する事情や状況の説明において金融機関に対して重要事項について虚偽の説明をしたこと，のいずれかを証明した場合，金融機関は補てんをする義務を免れる（5条3項）。「補てん対象額」とは預金者が金融機関に対して盗難の通知を行ってから 30 日前以降になされた払戻額に相当する金額を指す（5条2項・6項）。

四 民法 478 条とカード預貯金者保護法の関係

カード預貯金者保護法では，金融機関が善意無過失であっても預金者に帰責性（過失）がなければ預金者は一切の損失負担を免れることが原則となっており，例外的に預金者が全損失を負担するのは預金者に故意もしくは重過失がある場合に限られ，盗難カード等が不正使用され預金者に軽過失があるにすぎない場合には預金者は損失額の 4 分の 1 を負担すれば足りるとされている。民法 478 条では真の債権者である預金者に帰責性がなくても債務者である金融機関が善意無過失であれば預金者が全損失を負担させられるので，カード預貯金者保護法の責任分担ルールは民法 478 条のそれとは正反対の内容といえる。

第 4 節 カード預貯金者保護法と窓口払の預金不正払戻事案

カード預貯金者保護法の施行後は，窓口払事案では民法 478 条の適用により，機械払事案ではカード預貯金者保護法の適用によって，預金者の損失負担について正反対の法的対応がなされることになったが，全銀協は，自主的に，窓口払事案においてもカード預貯金者保護法と同様の対応を実施する旨の申合わせを行うことで，このような矛盾した状況の解消に努めた。具体的には，平成 20 年（2008 年）2 月 19 日付で「預金等の不正な払戻しへの対応について」（平成 20 年申合せ）を公表し，カード預貯金者保護法の適用対象外とされている「盗難通帳を用いた窓口払いによる預金の不正払戻」ならびに「ネットバンキングにおける不正送金」によって被害を受けた「個人顧客」に対する補償について指針が示された⁵⁴⁾。このうち，窓口払の預金不正払戻事案については，カード預貯金者保護法の「盗難カードが使用された場合」と同様の補償を行う

54) 岩本秀治＝辻松雄「盗難通帳およびインターネット・バンキングによる預金の不正払戻しに対する自主的な取組み」金法 1831 号 25 頁以下，拙稿⑧・前掲注 1) 37-38 頁。

ことの申合せがなされた。それによると、預金者に過失がなければ金融機関が全額を補償し、金融機関が善意無過失でかつ預金者が軽過失の場合は金融機関が全損失の75%を補償する(預金者の負担は25%)。さらに、預金者に故意もしくは重過失がある場合には補償は行われないので預金者が全損失を負担する。そして、本申合せに沿った内容の責任分担条項が各金融機関の約款において設けられることにより、窓口払事案と機械払事案における預金者の損失負担をめぐる対応の違いが解消されることになった。

第4章 民法478条の類推適用

第1節 判例による改正前民法478条の類推適用

一 定期預金の期限前払戻事案への直接適用

昭和40年代以降、判例は改正前民法478条の類推適用によって同条の射程を「弁済」以外の事案に拡張したが⁵⁵⁾、その第一段階に位置付けられるのが、定期預金の期限前払戻事案に改正前民法478条を直接適用した最判昭和41年10月4日民集20巻8号1565頁である。定期預金の期限前払戻は、満期前に定期預金を解約して普通預金並みの利子で払戻を受けることを指すが、その法律構成は定期預金の合意解約プラス預金債権の弁済であることから、無権限者に対して定期預金の期限前払戻がなされた場合、金融機関が無権限者との間で締結した合意解約という法律行為の効果を預金者に帰属させることになるので、本来であれば表見代理規定の適用や類推適用で処理すべきであり、弁済の規定である改正前民法478条は直接適用できないはずである。ところが、最高裁昭和41年判決は定期預金の期限前払戻を普通預金の払戻(預金債権の弁済)と実質的に同視して、無権限者による不正な定期預金の期限前払戻に対して改正前民法478条を「直接適用」した。

二 預金担保貸付事案への類推適用

次いで、最判昭和48年3月27日民集27巻2号376頁は、預金者と認定さ

55) 改正前民法478条の適用もしくは類推適用の範囲を拡張した一連の判例をめぐる総合的な分析については、中倉①・前掲注36) 287-360頁、佐久間・前掲注4) 394-406頁、潮見・前掲注20) 217-231頁、河上・前掲注23) 99-101頁。

れた出捐者以外の者に対して金融機関が無記名定期預金を担保に貸付を行いその後貸金債権と預金債権とを相殺した事案において、改正前民法 478 条の類推適用を認めた。無記名定期預金を対象とすることから預金者認定問題（判例は出捐者を預金者と認定する客観説を採用する）が絡む⁵⁶⁾。また、預金担保貸付事案は金銭消費貸借契約という法律行為とその後の相殺によって構成されていることから、弁済を本来の適用対象とする改正前民法 478 条を預金担保貸付とその後の相殺事案に類推適用するためには理論的な正当化が必要となるはずである。ところが、最高裁は、法律構成の違いを重視することなく、預金担保貸付とその後の相殺までの一連の流れが「定期預金の期限前払戻」と実質的に同視できる点を強調して、改正前民法 478 条の類推適用を認めた。その後、預金者認定問題が絡む記名式預金の預金担保貸付事案において最判昭和 52 年 8 月 9 日民集 31 卷 4 号 742 頁が改正前民法 478 条の類推適用を認めたことにより⁵⁷⁾、預金者認定問題が絡む預金担保貸付とその後の相殺事案において改正前民法 478 条を類推適用する判例法理が確立された。

さらに、最判昭和 59 年 2 月 23 日民集 38 卷 3 号 445 頁は⁵⁸⁾、預金者認定問題が絡まない預金担保貸付事案において、最高裁昭和 48 年判決と同様に預金担保貸付から相殺までの一連の流れが定期預金の期限前払戻と同視できるという理由に基づいて、改正前民法 478 条を類推適用した。預金者認定問題が絡まない預金担保貸付事案にも改正前民法 478 条の類推適用を認めた点で本判決により判例は新たな一歩を踏み出したことになる⁵⁹⁾。また、最高裁昭和 59 年判決は類推適用における善意無過失の判定基準時について、金融機関は預金担保貸付時に善意無過失であれば足り、その後の相殺までの間に悪意となっても相殺が許されると判示した。したがって、預金通帳等と届出印が盗まれ、それらを不正使用した無権限者が金融機関の窓口において預金担保貸付を受けた場合、預金担保貸付時に印鑑照合を適正に実施した金融機関が善意無過失であれば、その後に預金者からの盗難届の提出などによって金融機関が悪意になって

56) 預金者認定問題については、中舎①・前掲注 36) 287-291 頁、潮見・前掲注 20) 218-220 頁、中田・前掲注 3) 401-402 頁。

57) その後の同旨の最高裁判決として、最判昭和 53 年 2 月 28 日金判 545 号 5 頁、最判昭和 57 年 3 月 30 日金法 992 号 38 頁。

58) 野田和裕「判批」民法判例百選Ⅱ（第 9 版）56 頁。

59) 松岡靖光・最判解民事篇昭和 59 年度 94 頁、野田・前掲注 58) 57 頁。

も、金融機関は貸金債権と預金債権とを相殺することができる。なお、その後
に登場した最判平成6年6月7日金法1422号32頁では、詐称代理人に対する
預金担保貸付事案においても改正前民法478条の類推適用が認められている。

三 その他の事案への類推適用

普通預金と定期預金を組み合わせた総合口座では定期預金を担保に普通預金
の払戻の方法で当座貸越を行うサービスが提供されており、貸金債権を回収す
るために預金債権との相殺が予定されている。このような総合口座の当座貸越
が無権限者に対して不正に行われ最終的に貸金債権と預金債権が相殺された事
案において、最判昭和63年10月13日判時1295号57頁は、前掲の最高裁昭
和59年判決を引用したうえで、改正前民法478条を類推適用して相殺の効力
を認めた⁶⁰⁾。

さらに、生命保険の契約者は保険会社から一定額の貸付を受けることができ
る旨が約款に定められており、貸付金の回収方法として保険金や解約返戻金か
らの控除が予定されていたところ、この保険契約者貸付が無権限者に対して不
正に行われたうへ貸付金が満期保険金から控除された事案において、最判平成
9年4月24日民集51巻4号1991頁は、契約者貸付は約款上の義務の履行と
して行われること、ならびに、契約者貸付とその後の保険金等との差引計算の
経済的実質が保険金等の前払と同視できることを理由に、改正前民法478条の
類推適用を認めた⁶¹⁾。貸付行為それ自体に改正前民法478条の類推適用が認
められた点に特徴があり⁶²⁾、もはや改正前民法478条の類推適用とはいえ
ず同条を借用した独自の利益調整にすぎないとの批判がなされている⁶³⁾。なお、
本件は保険契約者の代理人を詐称する者に貸付が行われたことから、保険契約
者貸付の詐称代理人事案にも改正前民法478条の類推適用が認められたこと
になる。

60) 松尾弘「銀行総合口座取引における無権限者への当座貸越と民法四七八条の類推適用」森泉
章先生古稀記念『現代判例民法学の理論と展望』（法学書院、1998年）410頁以下、高橋眞『求
償権と代位の研究』（成文堂、1996年）229頁以下。

61) 山田剛志「判批」保険法判例百選194頁、中舎寛樹「判批」民法判例百選（第5版）87頁
（中舎③）。

62) 池田真朗「判批」判評468号34頁（池田②）、中舎③・前掲注61）87頁。

63) 千葉恵美子「判批」平成9年度重判解72頁、池田②・前掲注62）32頁。

四 判例による類推適用拡張の問題点

民法 94 条 2 項や表見代理規定などで具体化されている本来の権利外観法理においては、動的安全の保護と静的安全の保護との適正な調整を図るために、第三者の正当な信頼とともに真の権利者の帰責事由が必須の要件とされており、判例により民法 94 条 2 項が類推適用される場合には、直接適用事案と同様に真の権利者の帰責事由が存在している事案であることが必要とされている⁶⁴⁾。これと同様に考えるのであれば、判例通説により真の債権者の帰責事由が不要と解されている改正前民法 478 条が類推適用されるためには、直接適用事案において真の債権者の帰責事由が不要とされる根拠や事情が類推適用事案においても当てはまる必要があるはずである。

ところが、判例は、最高裁昭和 41 年判決により同条の直接適用事案とされた「定期預金の期限前払戻」との実質的同質性のみを根拠に預金担保貸付（とその後の相殺）事案に同条を類推適用している。同条の本来の直接適用事案は「普通預金の払戻」であるから、預金担保貸付事案に同条を類推適用するのであれば、最低限、預金担保貸付からその後の相殺までの一連の流れが「普通預金の払戻」と実質的に同質であることを示す必要があると思われるが、判例は昭和 41 年判決により「定期預金の期限前払戻」にまで同条の「直接適用」の射程を拡張したうえで、直接適用の限界事例ともいえる「定期預金の期限前払戻」との実質的同質性のみを根拠に預金担保貸付事案への同条の類推適用を正当化しており、説得力に欠けるといわざるを得ない。さらに、より深刻な問題は、前述のように、判例が真の債権者である預金者の帰責事由を不要とする根拠や事情が直接適用事案である普通預金の払戻の場合と同様に類推適用事案である預金担保貸付とその後の相殺の場合にも当てはまることを一切論証していない点である。保険契約者貸付事案の判例では契約者貸付が保険会社にとっての「約款上の義務」であることが重視されており、通説が示す「すでに債務を負っているので履行を拒絶すれば債務不履行責任を課せられる弱い立場の債務者」と保険会社の置かれた地位を同視しようとする試みの一端を窺えるが、何

64) 外形他人作出型に民法 94 条 2 項の類推適用を認めた最判昭和 45 年 9 月 22 日民集 24 卷 10 号 1424 頁（野々上敬介「判批」民法判例百選Ⅰ（第 9 版）42 頁）は、無権利者が作出した不実の登記の存続を真の権利者が「明示または黙示に承認」していることを類推適用の要件としている。

故に保険会社の地位が債務者と同視できれば保険契約者の帰責事由が不要となるのか、その理由を判例自身が明確に示さなければ、類推適用を正当化する根拠としては十分とはいえない。

直接適用事案において真の債権者の帰責事由が不要となる根拠や事情を明確に提示したうえで、類推適用事案にも直接適用事案と同じ根拠が当てはまり同様の事情が存在することを示さなければ、判例による類推適用の拡張は非難を免れないであろう。

第2節 類推適用の範囲を制限する学説

一 学説による改正前民法478条類推適用の制限

判例により改正前民法478条の類推適用の範囲が預金担保貸付事案、総合口座貸越事案、生命保険の契約者貸付事案にまで拡大された結果、本来であれば真の権利者（本人）の帰責事由を要件とする表見代理規定が適用もしくは類推適用される可能性がある領域にまで真の債権者の帰責事由を不要とする改正前民法478条の射程が及ぶようになった。そこで、表見代理規定と改正前民法478条との「棲み分け」が問題とされ、真の債権者の帰責事由を不要と解してよい事案の範囲が学説において検討されるようになった。つまり、改正前民法478条の要件として真の債権者の帰責事由を不要と解してよいか否かを問うのではなく、改正前民法478条の要件として真の債権者の帰責事由が不要であることを所与の前提として、そのような改正前民法478条が類推適用される事案を限定する試みがなされるようになった。以下に代表的な見解を挙げる。

二 預金者認定事案限定説

吉田光碩は、預金者認定問題が絡む預金担保貸付事案において、預金者認定における客観説（出捐者を預金者と認定する見解）と改正前民法478条の類推適用が一体となってはじめて、出捐者と金融機関の双方の利益を適切に調整することが可能となる点を重視し、預金者認定問題が絡む預金担保貸付事案に限定して改正前民法478条の類推適用を容認する⁶⁵⁾。

65) 吉田光碩「民法四七八条《債権の準占有者への弁済》は、どこまで拡大ないし類推を許すべきか」椿寿夫編『講座・現代契約と現代債権の展望 第2巻 債権総論 (2)』（日本評論社、1991年）281頁。

三 預金者認定事案再構成説

中舎寛樹は、預金者認定問題が絡む預金担保貸付事案について、より実態に即した法律構成を提唱することによって、同事案への改正前民法 478 条の類推適用を否定している。中舎説の概要は以下の通り。預金者認定が問題となる事案は協力預金（導入預金）ケース、預入依頼ケース、名義隠匿ケース、贈与ケースに分類されるが、まず、協力預金ケースにおいて、出捐者は自身が拠出した金銭を原資とした預金が預入行為者等によって金融機関から貸付を受ける際の担保として利用されることを事前に了承しているといえるから、出捐者を物上保証人とする預金担保契約が成立すると解すれば足りる。また、それ以外のケースにおいて出捐者の予期に反して預入行為者等が出捐者の預金を担保に貸付を受けた場合には、民法 192 条を類推適用して出捐者の預金について金融機関が担保権を即時取得したものと構成すべきである。以上により預金者認定問題が絡みいずれのケースにおいても改正前民法 478 条の類推適用は不要となる⁶⁶⁾。

四 類推適用事案類型説

判例により改正前民法 478 条が類推適用された事案を類型化して各類型毎に類推適用の可否を検討する千葉恵美子の見解によると、金融機関のどのような期待が保護の対象になっているのかという観点から紛争の実態に即した法律構成が必要であるとし、預金担保貸付事案を、①「期限前払戻の趣旨で行われた預金担保貸付」、②「預金者認定問題を伴う預金担保貸付」、③「預金者認定問題を伴わない預金担保貸付」に類型化したうえで、①については定期預金の期限前払戻と同視しうることから弁済の保護が対象となっているといえるので預金者の帰責性を不要とする改正前民法 478 条を類推適用すべきであり、②については相殺の担保的機能に対する期待の保護が対象となっており預金者の帰責性を要件とすべきであるが、出捐者である預金者の帰責性が常態化していることから、帰責性を不要とする改正前民法 478 条を借用しても結論に変わりがないので改正前民法 478 条の類推適用が許されるとする。そして、最後に③については貸付の保護が対象とされており預金者の帰責性を要件とすべきなので改正前民法 478 条の類推適用は許されず、表見代理規定等を類推適用すべきと説

66) 中舎①・前掲注 36) 287-339 頁。

く⁶⁷⁾。

五 受領権限確認システム論

金融機関の預金払戻業務のように大量の弁済を迅速に行うために受領権限の確認が定型化（システム化）されている事案に類推適用の範囲を限定する見解が近時において有力に主張されている（安永正昭，佐久間毅）。この見解に属する論者等は，受領権限確認システムを利用した弁済について真の債権者の帰責事由が不要となる理由を独自に示したうえで，同様のシステムの下でなされた貸付等に対する類推適用を正当化しており，類推適用の限界の問題にとどまらず，真の債権者の帰責事由の問題にも踏み込んでいるので，この見解については第5章において詳しく検討する。

第3節 類推適用事案に真の債権者の帰責事由を要求する学説

前節で採り上げた諸説は改正前民法478条の類推適用が許される範囲を画定する見解といえるが，これに対して，直接適用の場合に要件とされていない真の債権者の帰責事由を類推適用の場合に考慮することにより調整を図ろうとする見解も主張されている。

まず，改正前民法478条を類推適用するのであれば，債務者の善意無過失を判定する際に真の債権者の帰責性を考慮すべきとする説が挙げられる⁶⁸⁾。

また，改正前民法478条が類推適用される場合に正面から真の債権者の帰責事由を要件にすべきと主張する説も現れている。この説に立つ論者は，一般論として，ある規定を本来予定されていた適用事例を超えて（類推）適用するのであれば，そのカウンターバランスとして，要件に絞りをかける解釈が許されることを前提に（例として，民法94条2項の類推適用に民法110条を重畳適用した判例が挙げられている），預金担保貸付事案に改正前民法478条を類推適用するのであれば，直接適用の場合に要件とされていなかった真の債権者の帰責事由を要件にすべきと主張する⁶⁹⁾。真の債権者の帰責性が考慮可能になれば，

67) 千葉恵美子「預金担保貸付と民法四七八条類推適用の限界」山崎正男先生 = 五十嵐清先生 = 藪重夫先生古稀記念『民法学と比較法学の諸相Ⅱ』（信山社，1997年）22-29頁。

68) 椿寿夫「最判昭和48年判批」同『財産法判例研究』（有斐閣，1983年）236頁，平井・前掲注37）198頁。

69) 星野英一「いわゆる『預金担保貸付』の法律問題」『民法論集第7巻』（有斐閣，1989年）

他の権利外観法理規定を排除してまで改正前民法 478 条を類推適用するメリットが失われるので、この見解は改正前民法 478 条の類推適用の拡張を抑止する効果があるといえる。

第 5 章 受領権限確認システムを利用した弁済

第 1 節 受領権限確認システムと民法 478 条

一 受領権限確認システムとは

判例通説により改正前民法 478 条の典型的適用事案とされているのは預金不正払戻事案であるが、金融機関の預金払戻業務では、大量の払戻を簡易迅速に行うために履行請求者の受領権限の確認手続が定型的にシステム化されており、窓口払の場合は担当者による預金通帳の真正確認と印鑑照合により、機械払の場合は機械によるカード等の真正確認と暗証番号の照合により、履行請求者の受領権限が確認され、預金払戻（預金債権の弁済）が行われる。民法 478 条が適用される事案の中には、預金払戻業務のように、大量の弁済を迅速に行うために履行請求者の受領権限の確認を定型化された手続で行う「受領権限確認システム」を利用した弁済の事案が、かなりの割合を占めている。

預金払戻業務以外の受領権限確認システムの例として、詐称代理人事案に改正前民法 478 条の適用を認めた最判昭和 37 年 8 月 21 日民集 16 卷 9 号 1809 頁において問題となった弁済が挙げられる。最高裁昭和 37 年判決の事案では、戦後の連合国統治下において東京特別調達局（特調）が調達物資を納入した多くの業者に対して代金の支払を簡易迅速に行うために、業者が物資を特調に納入した際に業者から請求書を受領するのと引き換えに特調から「請求書受理書」が業者に交付され、後日、交付済みの「請求書受理書」の持参人に対して弁済がなされるシステムが導入されており、呈示された請求書受理書が真正なものであることの確認ならびに書面に押捺された印影の照合等によって受領権限が確認され弁済がなされていた。ところが、当該事案では、偽造された請求書受理書を持参した詐称代理人が履行を請求し、特調に保管されていた請求書が偽物にすり替えられていたことから、弁済の際に特調の担当者が偽造に気付くことができず詐称代理人に弁済したところ、改正前民法 478 条の適用が問題

180-182 頁、河上・前掲注 23) 98 頁、池田②・前掲注 62) 35 頁。

となった。これについて、最高裁は、請求書受理書の交付から実際の代金弁済までの一連の弁済手続全体において債務者である特調に過失がないことを要するとし、特調の内部者が偽造に関与した疑いが濃厚であることを理由に債務者に過失があったと認定した原審の判断を支持した。この事案での弁済も、預金払戻と同様に、大量の弁済を簡易迅速に行うために履行請求者の受領権限を定型化された手続により確認したうえで弁済がなされており、受領権限確認システムを利用した弁済といえる。

二 受領権限確認システムと詐称代理人事案

上記のような受領権限確認システムを利用して弁済がなされた場合、民法478条が適用され、同条の要件を満たせば表見受領権者（債権の準占有者）に対する弁済が有効とされ債務者は免責されるが、同システムの下では定型的な手続により履行請求者の受領権限の確認が行われることから、表見受領権者（債権の準占有者）が債権者本人を名乗ったか代理人を詐称したかは重視されない⁷⁰⁾。現に、詐称代理人事案に改正前民法478条の適用を認めた前掲最高裁昭和37年判決は前述のように特調による受領権限確認システムを利用した弁済が問題となった事案であり、最判昭和41年10月4日民集20巻8号1565頁もまた詐称代理人が金融機関から預金払戻（定期預金の期限前払戻）を受けた事案であった。

第2節 受領権限確認システムと債務者の注意義務

一 システムの設置管理全体にわたる安全性確保の注意義務

債務者が受領権限確認システムを設置し運営する主体である場合、判例は債務者に対してシステムの全体にわたり安全性を確保するための広範かつ厳格な注意義務を課している。機械払の預金不正払戻事案に改正前民法478条の適用を認めた前掲最判平成15年4月8日民集57巻4号337頁は、通帳機械払の受領権限確認システムについて、同システムの設置管理の全体にわたり安全性を確保するための広範かつ厳格な注意義務を金融機関に課しており、無権限者に

70) 安永正昭「民法四七八条の適用・類推適用とその限界」林良平先生献呈『現代における物権法と債権法の交錯』（有斐閣、1998年）433-434頁。

よる不正払戻をできるだけ防止するために、通帳機械払が可能であることを預金者に知らせて預金通帳と暗証番号を適切に管理する必要があることを預金者に注意喚起することまで金融機関に義務付けたうえで、当該義務に違反したことを理由に金融機関の過失を認定した。また、前掲最高裁昭和 37 年判決では、請求書受理書の交付から実際に弁済がなされるまでの弁済手続の全体にわたって債務者である特調内部において過失がないことを要求し、内部者の偽造への関与が疑われることを理由に債務者である特調の過失を認定した。

二 判例の問題点

しかしながら、最高裁平成 15 年判決が預金債権の債務者である金融機関に対して、改正前民法 478 条の下で課される注意義務として、受領権限確認システムの設置管理の全体にわたり安全性を確保するための注意義務を課した点については、法律構成の面で疑問が残る。もちろん、無権限者による預金不正払戻をできるだけ防止するために金融機関に広範かつ厳格な注意義務を課することが望ましいことは言うまでもない。しかし、そのような広範かつ厳格な注意義務を「民法 478 条の下で課される注意義務」として金融機関に課することが適切といえるかは別問題である。判例通説は民法 478 条の制度趣旨を真の債権者の帰責事由を不要とする特殊な権利外観法理の具体化と捉えているが、そうであれば、同条において債務者が善意無過失であるといえるために要求される注意義務は、「虚偽の外観を安易に信じないための注意義務」もしくは「外観が虚偽であることに気付くための注意義務」で足りるはずである。ところが、最高裁平成 15 年判決は、通帳機械払ができることを預金者に知らせることを通じて預金通帳と暗証番号を適切に管理することが必要であるとの注意喚起を行う義務まで金融機関に課しているが、これはもはや「虚偽の外観を安易に信じないための注意義務」や「外観が虚偽であることに気付くための注意義務」ではなく、「虚偽の外観の作出を防止するための注意義務」のレベルに達している。民法 478 条において債務者である金融機関は虚偽の外観を正当に信じたことで保護される対象であり、虚偽の外観の作出を防止する立場にはないはずなので（本来それは真の債権者の役割である）、虚偽の外観の作出を防止するための注意義務を民法 478 条の下で債務者である金融機関に課することが果たして許されるのか疑わしい。

三 判例が虚偽の外観作出防止義務を金融機関に課した原因

そこで問われるのが、最高裁平成15年判決が預金債権の債務者である金融機関に虚偽の外観作出防止義務を課した理由であるが、判例通説が採用する帰責事由不要説、ならびに、金融機関が受領権限確認システムの設置運営主体であることの二点にその原因を求めることができよう。

まず、第一の原因について。帰責事由不要説の下で、預金債権の真の債権者である預金者は帰責事由の有無を問わず損失を負担させられるので、無権限者による不正払戻を防止するための注意義務を預金者に課すことには困難を伴う。そのような注意義務を預金者に課しても当該義務を遵守したか否かを問わず預金者は損失を負担させられるので、注意義務を遵守するインセンティブが働かず、注意義務を課す意味がないからである。しかしながら、無権限者による不正払戻を防ぐために最も効果的な手段が、預金者による預金通帳、キャッシュカード、暗証番号などの適切な管理であることは疑いない。そこで、判例は、債務者である金融機関が遵守すべき注意義務として、預金通帳や暗証番号等を適切に管理するよう預金者に注意喚起する義務を金融機関に課したものである。このように、判例が債務者である金融機関に虚偽の外観作出防止義務を課した原因の一つが、預金債権の真の債権者である預金者の帰責事由を不要としたことに求められるのであれば、民法478条の要件として真の債権者の帰責事由を不要とする判例通説の見直しが必要となるのではないか。

もう一つの原因は、預金債権の債務者である金融機関が同時に受領権限確認システムを設置し運営する主体でもあるという点に求められる。預金不正払戻事案において金融機関は「債務者としては」民法478条での保護の対象であるが、「システムの設置運営主体としては」システムの不正利用を防止する義務つまり「虚偽の外観作出防止義務」を課せられて然るべき立場にある。しかしながら、最高裁は金融機関が併せ持つ二つの立場を区別することなく、後者の立場で課せられるべき注意義務を前者の立場で保護の対象となる民法478条における注意義務として金融機関に課しているので、虚偽の外観に対する信頼を保護されるべき債務者に「虚偽の外観作出防止義務」を課すことになってしまったものと解される。

第一の原因は預金債権の真の債権者である預金者の帰責事由を要件とすることで解消されるが、第二の原因は受領権限確認システムを利用した弁済の事案に民法478条を適用することが果たして妥当なのかという新たな問題を提起す

る。

四 預金契約上の注意義務

以上のように、判例が「特殊な権利外観法理の具体化を制度趣旨とする民法 478 条の下での債務者の注意義務」として金融機関に虚偽の外観作出防止義務を課したことには問題があるが、同様の義務を預金契約の当事者である金融機関に預金契約上の義務として課すことは何ら問題はないと思われる。また、預金の不正払戻を防止する義務は、受領権限確認システムを設置し運営する金融機関のみならず、預金通帳、キャッシュカード、暗証番号などの認証手段を自己の管理下に置く預金者もまた、認証手段を適切に管理（保管）することで預金不正払戻を防止できるのであるから、預金契約上の義務として、預金不正払戻を防止するために認証手段を適切に管理する義務を預金者に課すべきと思われる。

そして、金融機関と預金者の双方に預金不正払戻を防止するための注意義務を「預金契約上の義務」として課すことは、預金不正払戻の問題を、民法 478 条の適用によってではなく、預金契約上の義務違反の問題として処理する方向に道を開くことになる。この点については第 9 章において詳しく検討する。

第 3 節 受領権限確認システムと真の債権者の帰責事由

一 受領権限確認システムと帰責事由不要の根拠

さらに、最近になって通説に属する一部の論者から、受領権限確認システムを利用してなされた弁済であることが、真の債権者の帰責事由を不要とする根拠になり得るとの見解が表明されている。この見解は、通説が従来から提示してきた改正前民法 478 条において真の債権者の帰責事由が不要とされる根拠を補強するかたちで、受領権限確認システムを利用した弁済において真の債権者の帰責事由が不要となる根拠を新たに見出すとともに、改正前民法 478 条の類推適用が許される範囲を同システムを利用した貸付等に限定しようと試みている。代表的論者として安永正昭と佐久間毅の見解を以下に採り上げる。

二 安永説

安永正昭の見解は以下の通り。改正前民法 478 条は一種の信頼保護規定であるが、真の債権者の帰責性を全く問題としない点に特徴があり、無権限者関与

という危険を最終的に債権者に負担させている。通説が示す帰責事由不要の根拠は債権者危険負担主義の説明にもなっている⁷¹⁾。しかしながら、改正前民法478条の適用あるいは類推適用の範囲が判例によって拡張されるにつれ、債権者危険負担主義という政策決定が通用する事案とは何かの検証が必要となる⁷²⁾。そこで、詐称代理人事案において改正前民法478条の適用を認めた二つの最高裁判決（最判昭和37年8月21日民集16巻9号1809頁と最判昭和41年10月4日民集20巻8号1564頁）の事案をみると、いずれの事案も預金払戻など多数の債権者に弁済する取引類型が対象とされており、そこでは預金通帳と届出印の呈示のような定型化された受領権限確認システムが導入されていたという共通点が見出される。こうしたシステムは契約締結時において約款により予め当事者双方が合意しており、システムが稼働しているのは、一方で、弁済を義務付けられている債務者がその必要性を強く感じ、他方で、債権者も手続的に容易に弁済を受けることを望んでいるという、双方一致してこのシステムの存在を支持しているからである。このように、多数の債権者に弁済する必要があるため、債権者も了解を与えたと評価される受領権限確認システムが存在し、かつ、その仕組みが安全かつ合理的なものであれば、改正前民法480条と類似した状況にあるといえるので、システムに入る鍵を債権者が適正に管理せよと要求することは不当とはいえず、無権限者の関与は基本的に債権者の領域の問題と考えることができる。それ故、債権者危険負担主義が正当化され、システムにアクセスする（真正な）「鍵」が無権限者に盗用されることによって生じた損失は債権者の負担となる（その一方で、システムの機能不全による安全性の欠如は債務者の過失となる）。そして、このようなシステムが稼働している事案であり、かつ、債務者に義務付けられた取引類型であれば、民法478条の適用もしくは類推適用が許される⁷³⁾。

三 佐久間説

佐久間毅の見解は以下の通り。改正前民法478条において真の債権者の帰責事由が不要とされる正当化根拠は、通説が唱えるように、「弁済の義務性」と

71) 安永・前掲注70) 422-423頁。

72) 安永・前掲注70) 428頁。

73) 安永・前掲注70) 432-437, 441-444頁。

「弁済の日常大量性」に求められるが、こうした弁済の特質により、弁済者は「弁済時において看取可能な事情」から履行請求者の権限を信じて弁済したのであれば保護されるべきであり、真の債権者の帰責事由の有無は弁済時において弁済者が看取可能な事情ではないから、真の債権者の帰責事由は不要であると解される⁷⁴⁾。しかしながら、それだけでは帰責事由のない真の債権者が債務者保護のために不利益を甘受させられる理由としては十分ではなく、「受領権限が証明されているように見えるならば債務者が弁済することは当然であることを債権者が承知しており、しかも、債権者はこの状況を利用して即時弁済という利益を享受している」のであれば（債務者の置かれた状況の債権者による認識とその利用）、無権限者に対する弁済の危険を無責の債権者に引き受けさせても不当とはいえない⁷⁵⁾。

改正前民法 478 条と民法 480 条は、いずれも弁済受領者の受領権限を無過失で信じて弁済した者を手厚く保護する「弁済者保護法理」の規定という点で共通しているが、そのうち、日常大量になされる弁済を円滑・安全に行えるようにすることは、本来、改正前民法 480 条の役割であり、同条では大量処理の必要から弁済事務が定型化されている場合の定型的事務処理の保護ならびにそのための債権者の帰責事由の不問という考えが具現化されている。ところが、判例は改正前民法 480 条の適用範囲を拡張することなく、同条において具現化された考えの拡大を、改正前民法 478 条の適用もしくは類推適用の拡張によって実現しようとしてきた。それ故、改正前民法 478 条の適用もしくは類推適用が許されるか否かを判定するにあたり、改正前民法 480 条において具現化された考え、つまり、大量の弁済を処理する必要から弁済事務が定型化されたことにより真の債権者の帰責事由を問う必要がないといえるかという点も重要な判断要素となる。大量処理の必要から事務が定型化されている場合には、弁済業務の定型的事務処理の保護のために弁済者を手厚く保護すべきとする「弁済者保護法理」が取引社会において承認されており、民法 478 条は同法理を具体化する役割を果たしている⁷⁶⁾。そして、民法 478 条の適用もしくは類推適用の許容範囲は、弁済者保護法理が通用する事案か否かを検証することによって判定

74) 佐久間・前掲注 4) 384-385 頁。

75) 佐久間・前掲注 4) 386-387 頁。

76) 佐久間・前掲注 4) 378-379, 385-386 頁。

される⁷⁷⁾。

四 安永説と佐久間説の意義

まず、安永説は、無権限者に対して過誤弁済をした債務者保護の問題を、過誤弁済リスクを債権者と債務者のいずれが負担すべきかという危険負担の問題と捉え、改正前民法478条では債務者が善意無過失であれば帰責事由のない場合でも真の債権者が過誤弁済リスクを負担すべきとする債権者危険負担主義が政策決定として定められているとする。そのうえで、債権者危険負担主義が通用する射程を検証し、大量の弁済を迅速に処理するために債権者の了解の下で受領権限確認システムが用いられている場合であれば、改正前民法480条の適用事案と類似した状況にあるといえるので、債権者危険負担主義が通用すると解し、同システムが稼働している事案であれば、改正前民法478条の適用や類推適用が許容されるとする。

次に、佐久間説は、大量の弁済を迅速に行うために受領権限確認システムが用いられている場合に債権者の帰責性を問わず債務者を手厚く保護するという考えはすでに改正前民法480条において具現化されているとして、その考えを改正前民法478条と480条に共通する基本理念である弁済者保護法理の中に採り入れたうえで、改正前民法478条の適用もしくは類推適用が許されるか否かを判定するにあたり、弁済者保護法理が通用する事案であるか否かを基準にすべきとしている。

大量の弁済を迅速に行うために導入された受領権限確認システムを利用した弁済において、真の債権者の帰責事由が不要となる根拠を改正前民法480条に求め、それと同じ根拠を改正前民法478条の中に採り入れたうえで、改正前民法478条の類推適用が許容される範囲を画定するための基準を提示する安永説と佐久間説は、受領権限確認システムの存在に着目して通説を再構成するとともに、改正前民法478条の類推適用の範囲を限定する新たな試みとして評価できるが、その一方で、以下のような問題点も内包している。

77) 佐久間・前掲注4) 394-407頁。

五 両説の問題点

1. 改正前民法 480 条と 478 条の相違点の看過

安永説と佐久間説はいずれも、大量弁済の事案を想定した改正前民法 480 条に注目し、大量の弁済を迅速に行うために導入された受領権限確認システムを利用した弁済は本来は改正前民法 480 条の適用対象であり、同条の適用事案において真の債権者の帰責事由が不要とされることを前提にして、同システムを利用した弁済に改正前民法 478 条が適用される場合にも同様の解釈が必要になると説く。

しかしながら、両条は、適用対象となる受領権限確認システムを異にしており、その点を看過すべきではない。まず、改正前民法 480 条が適用される大量弁済は集金業務のように債権者一人に対して債務者が多数の事案である。その一方で、民法 478 条が適用される大量弁済は預金払戻業務のように債務者一人に対して債権者が多数の事案である。この違いは受領権限確認システムを設置し運営する主体が債権者（改正前民法 480 条）か債務者（民法 478 条）かの違いをもたらす。改正前民法 480 条では履行請求者の持参した受取証書によりその者の受領権限の確認が行われるので、受領権限確認システムを構築し運営する主体は受取証書を発行する債権者であり、多くの場合、無権限者が受取証書を持参するに至る過程において債権者に広い意味での帰責事由があるといえるので、個別の案件における帰責事由を問うことなく、受取証書を持参した無権限者に対する弁済によって生じた損失を債権者に負担させても酷とはいえない、という考えの下で、同条における帰責事由不要説が通説化したものと解される。しかしながら、同じことは民法 478 条には当てはまらない。民法 478 条は預金払戻業務のように、債務者一人に対して債権者が多数の事案が適用対象とされているから、受領権限確認システムを構築し運営する主体は債務者（預金払戻事案においては金融機関）であり、債権者ではない。それ故、受領権限確認システムの設置運営主体ではない債権者に帰責事由がない場合でも損失を負担させることは正当化できない。安永・佐久間両説は、改正前民法 480 条と 478 条との適用事案の違いを看過しており、この点に対する非難は免れないであろう。

2. 帰責事由を不要とする補強的根拠

上記のように、定型化された受領権限確認システムを利用した弁済であることを以て真の債権者の帰責事由が不要であることの正当化を試みることは、

「債権者が」同システムの設置運営主体である改正前民法 480 条の適用事案では許されるとしても、以前から民法 478 条の典型的な適用対象とされてきた預金不正払戻事案のような「債務者が」同システムの設置運営主体である事案では無理があると思われる。もっとも安永説と佐久間説はその点を織り込み済みなのか、真の債権者の帰責事由が不要となることを正当化するさらなる補強的根拠を提示している。

安永説は無権限者による預金の不正払戻リスクを金融機関と預金者のいずれが負担すべきかという危険負担の問題と捉え、受領権限確認システムの運用に債権者である預金者が同意したことを債権者危険負担主義を正当化する根拠としているが、システムの設置管理者が負うべき危険が何故にシステム参加者の同意のみでその者に移転するのかその理由が不明である。また、安永説はシステムに入る鍵を債権者に「適正に管理せよ」と要求することは不当とはいええず、無権限者の関与は基本的に債権者の領域の問題と考えることができるが、債権者にシステムに入る鍵の適切な管理を委ねるのであれば、鍵の管理義務を怠った債権者の「過失」責任を問えばよいのであり、「無過失」責任を正当化する理由にはなり得ないであろう。

また、佐久間説は、受領権限が証明されているように見えるならば債務者が弁済することは当然であることを債権者が承知しており、しかも、債権者はこの状況を利用して即時弁済という利益を享受しているのであるから、無権限者に対する弁済の危険を無責の債権者に引き受けさせても不当とはいえないとするが、これは、「即時弁済を受ける利益」を享受するのであるからそれと引き換えに「無権限者への過誤弁済から生じる損失の負担という不利益」を甘受すべきとする考えといえる。しかしながら、「即時弁済を受ける利益」と「過誤弁済から生じる損失の負担という不利益」が釣り合う関係にあるといえるのか甚だ疑問である。むしろ両者が釣り合わないという考えが大勢を占めたが故に、カード預貯金者保護法が制定され、前述の全銀協の申合わせがなされたものと思われる。

第 6 章 過失相殺的処理

第 1 節 最高裁平成 15 年判決と過失相殺的処理

機械払の預金不正払戻事案に改正前民法 478 条が適用されることを認めた前

掲の最高裁平成 15 年判決は、機械払システムの設置管理の全体にわたり安全性を確保するための広範かつ厳格な注意義務を金融機関に課したうえで、当該義務の違反を理由に金融機関の過失を認定したが、その一方で、預金債権の真の債権者である預金者に帰責事由があることを認めながら、「この程度の帰責事由をもって金融機関の過失を否定するには足りない」と判示した。この判示部分は、その後の窓口払事案の下級審裁判例にも踏襲されている⁷⁸⁾。

預金債権の債務者である金融機関の過失の有無を判定する際に預金債権の真の債権者である預金者の帰責事由を考慮に入れることができるのであれば、預金者の帰責性が高ければ金融機関の過失が否定されることもあり得ることになるが⁷⁹⁾、この判示部分について、判例が従来⁸⁰⁾の帰責事由不要説から、折衷説（債務者の善意無過失を判定する際に真の債権者の帰責事由を考慮しうるとする見解）⁸¹⁾に歩み寄りを見せたと解する見解もある⁸¹⁾。そこで次に問題となるのが、ここからさらに進んで、金融機関が有過失の場合に預金者の帰責性を考慮した過失相殺的処理が認められるかという点である。

第 2 節 過失相殺的処理をめぐる下級審裁判例の動向

最高裁平成 15 年判決では過失相殺的処理の可能性について言及はされていないが、下級審裁判例では既に過失相殺規定（民法 418 条）の類推適用を肯定した例がいくつか見られるもの⁸²⁾、その一方で、過失相殺規定の類推適用を否定する裁判例も存在しており⁸³⁾、確定した判例法理は形成されていない。

78) 東京地判平成 16 年 9 月 6 日金判 1230 号 36 頁、名古屋地判平成 16 年 9 月 17 日金判 1206 号 47 頁。

79) 松並重雄・最判解民事篇平成 15 年度 237 頁。

80) 平井・前掲注 37) 198 頁、内田貴『民法Ⅲ債権総論・担保物権（第 4 版）』（東京大学出版会、2020 年）56 頁。これに対して、債務者の無過失と真の債権者の帰責事由は相互に別個の要件であるとして、後者を前者の解釈に含ませることに疑問が提起されている（安永・前掲注 70) 427-430 頁、潮見・前掲注 20) 217 頁）。その一方で、帰責事由不要説に与する論者から折衷説に接近する動きもみられる（中田・前掲注 3) 393-394 頁）。

81) 菅野佳夫「民法四七八条と債権者の帰責性」判タ 1138 号 42 頁、平野英則「預金の払戻しと過失相殺（下）」金法 1741 号 32 頁、久須本・前掲注 52) 71 頁。

82) 東京地判平成 6 年 9 月 21 日金法 1403 号 44 頁、東京地判平成 11 年 4 月 22 日金法 1549 号 32 頁、さいたま地判平成 16 年 6 月 25 日金法 1722 号 81 頁など。平野英則「預金の払戻しと過失相殺（上）」金法 1740 号 11-13 頁。

83) 大阪地判平成 17 年 11 月 4 日判時 1934 号 77 頁、福岡高判平成 18 年 8 月 9 日判タ 1226 号 165 頁。島田志帆「盗難通帳による不正な預金払戻しと預金者の過失」金法 1843 号 39-42 頁。

第3節 過失相殺の処理をめぐる学説の展開

過失相殺は債務不履行に基づく損害賠償請求において賠償額を減額する制度として条文化（民法418条、722条2項で不法行為に準用）されているので、預金払戻請求において預金者の過失（帰責性）を考慮した減額を行うとしても、民法418条を直接適用することはできない⁸⁴⁾。それ故、前掲の下級審裁判例のように、過失相殺規定である民法418条を類推適用することによる「過失相殺的処理」にならざるを得ないが、改正前民法478条の適用事案において民法418条の類推適用による過失相殺的処理に積極的な見解は以前から有力に主張されていた⁸⁵⁾。その一方で、有過失の金融機関が預金者に対して債務不履行に基づく損害賠償債務を負うことを前提にして預金者の過失について本来の過失相殺を認める見解も主張されていた⁸⁶⁾。

最高裁平成15年判決の登場以降、過失相殺的処理を唱える見解がさらに有力となり⁸⁷⁾、加えて、前述の下級審裁判例の分析を経て、機械払か窓口払かを問わず、過失相殺的処理に対する支持は広がりを見せているが⁸⁸⁾、その一方で、過失相殺規定の類推適用に疑問を呈する見解も少なくない⁸⁹⁾。

民法478条の典型的適用事案とされる預金不正払戻事案において過失相殺的処理に肯定的な下級審裁判例や学説が増加傾向にあるということは、預金債権の真の債権者である預金者の過失（帰責事由）を割合的に考慮することが必要であるとの認識が多くの支持を得ていることを意味し、帰責事由がない預金者

84) 平野（英）「(下)」・前掲注81) 30頁。

85) 奥田昌道編『注釈民法(10)』（有斐閣、1987年）652頁〔能見善久〕、林良平「CD取引の法的構造」金法739号10頁、山本豊「判批」金法1396号9頁。

86) 幾代通＝広中俊雄編『新版注釈民法(16)』（有斐閣、1989年）415-417頁〔打田峻一＝中馬義直〕、佐藤岩昭「判批」判タ855号30-31頁。

87) 岩原紳作「電子決済と法」（有斐閣、2003年）174-177頁、笠井修「判批」NBL774号34頁、並木茂「現金自動入出機による預金の払戻しと民法四七八条の適用の有無など（下）」金法1699号48頁、久須本・前掲注52) 73-74頁。なお、菅野・前掲注81) 41-42頁は金融機関と預金者双方の過失の定量化による処理を唱える。

88) 宮川不可止「預金払戻取引における債権者の帰責性」法時77巻5号112-113頁、平野（英）「(下)」・前掲注81) 30-31頁、倉重八千代「預金不正払戻事件における金融機関の注意義務と過失相殺的処理の可能性」明治学院ロー6号74-77頁。

89) 大西武士「預金払戻請求と過失相殺」判タ867号37頁、尾島・前掲注52) 168頁、島田・前掲注83) 40-43頁、原司「偽造カード等及び盗難カード等を用いて行われる不正な機械式預貯金払戻し等からの預貯金者の保護等に関する法律第4条の要件の検討」判タ1320号17頁。

にも全損失を負担させる通説の立場を脅かす動きといえる。

第 7 章 民法 478 条適用事案の類型化

第 1 節 改正前民法 478 条適用事案の多様性

改正前民法 478 条における真の債権者の帰責事由の要否をめぐる議論において、主に念頭に置かれていたのは同条の典型的適用事案とされる預金不正払戻事案であった。しかしながら、判例によって改正前民法 478 条が適用された事案は、預金不正払戻事案の他、詐称代理人事案、偽造受取証書事案、債権譲渡事案、債権差押事案、相続事案、賃貸借事案など多種多様であり⁹⁰⁾、この中には権利外観法理とは無縁と解される事案も含まれている。以下では、その一例として、広義の債権二重譲渡事案に含まれる債権譲渡差押競合事案に改正前民法 478 条を適用した最判昭和 61 年 4 月 11 日民集 40 卷 3 号 558 頁を採り上げる。

第 2 節 債権譲渡差押競合事案

一 最高裁昭和 61 年判決

広義の債権二重譲渡事案とは、狭義の債権二重譲渡事案ならびに債権譲渡と債権差押が競合する事案（債権譲渡差押競合事案）を指すが、複数の債権譲受人あるいは債権譲受人と差押債権者間において対抗関係が生ずる。それ故、債権譲受人は民法 467 条 1 項と 2 項に定められた第三者対抗要件を備えることが必要になるが、確定日付のある証書による通知が複数なされた場合や譲渡通知と差押通知が競合した場合の優劣決定について現在の判例は到達時説を採用しており（最判昭和 49 年 3 月 7 日民集 28 卷 2 号 174 頁）、債権譲渡差押競合事案では、確定日付のある証書による債権譲渡通知と裁判所が発した債権差押通知のいずれが債務者の下に先に到達したかによって優劣が決まる。そして、債権譲渡通知の方が債権差押通知よりも先に債務者の下に到達したのであれば、債務者は優先する債権譲受人に対して弁済すること要する。

それでは、優先する債権譲受人ではなく、劣後する差押債権者に対して債務者が弁済した場合に、改正前民法 478 条の適用により債務者は保護されるので

90) 拙稿①・前掲注 1) 195-209 頁、拙稿③・前掲注 1) 61-93 頁。

あろうか。この問題について判示したのが最判昭和61年4月11日民集40巻3号558頁である⁹¹⁾。

二 事 案

最高裁昭和61年判決では以下のような事案が問題となった。AがYに対して有する債権(本件債権)がAからXに譲渡され、債権譲渡人Aから確定日付のある証書による通知がなされ、当該通知は債務者Yの下に6月28日に到達したが、8月8日に債権譲渡契約を解除した旨の通知がAからYになされた。8月15日にAに対して債権を有するBが本件債権の一部について仮差押命令を、さらに、11月1日に差押・取立命令を得て、同日に差押・取立命令の通知がYの下に送達された。ところが、その間の9月1日に、債権譲渡契約の解除を撤回した旨の通知がAからYになされていた。債権譲受人Xから債務の履行を請求された債務者Yは、Aから債権譲渡契約の解除通知と解除の撤回通知を相次いで受け取っていたことから、Xに弁済してよいのか困惑し、Xへの弁済を留保していた。その後、差押債権者Bの弁護士が再三に亘って支払を請求してきたので、Yは、裁判所が命令を発し、弁護士が請求しているのだから、Bに支払うべきと判断するに至り、実際にBに弁済した。XがYに対して支払を求めて訴えを提起。

原審である名古屋高判昭和56年12月22日金判750号11頁は、改正前民法478条が適用されるとしたうえで、債務者の過失の有無は一般通常人の知識と判断能力を基準に判定すべきであるとし、法律の専門家でも債権譲受人と差押債権者のいずれが優先するのかを判断するのは容易ではないこと、一般人であれば裁判所の発した命令の方を重視するのやむを得ないと思われること、供託が可能であることを一般人は知らないことなどを理由に、債務者Yには過失がないとし、YのBに対する弁済を有効として、有効な弁済とされた部分を控除した金額についてのみXの請求を一部認容した。Xが上告。なお、上告審において破産債権の確定判決を求める訴えに変更された。

91) 白石大「判批」民法判例百選Ⅱ(第9版)54頁。同最判については、拙稿③・前掲注1) 82-87頁も参照。

三 判 旨

破棄自判，請求認容。最高裁は，以下の理由により改正前民法 478 条の適用を認めたとうえで，債務者 Y の過失を認定し，B に対する弁済を無効と判断した。

①民法 467 条 2 項は債権の二重譲渡における優劣を對抗要件具備の先後によって決定することを定めているが，債務者による劣後譲受人に対する弁済の効力までは定めていない。

②劣後譲受人に対する弁済の効力は債権消滅に関する民法の規定によって決すべきであり，劣後譲受人が債権者の外観を有する場合，民法 478 条が適用される。本件の差押債権者 B は劣後譲受人であるが，債権の取立権者の外形を有するので，民法 478 条における債権の準占有者に該当する。

③民法 478 条が適用されると，優先譲受人が債務者から弁済を受けられない場合があり得るが，優先譲受人は，債権の準占有者である劣後譲受人に対して，その者が弁済によって受領した金員について不当利得返還請求権等を取得するので，對抗要件具備の効果を保持し得ないものではないから，必ずしも對抗要件に関する規定の趣旨を損なうものではない。

④但し，債務者が無過失であるというためには，優先譲受人の債権譲受行為または對抗要件に瑕疵があるためその効力を生じないと誤信してもやむを得ない事情があるなど劣後譲受人を真の債権者であると信ずるにつき相当な理由が必要となる。

⑤劣後譲受人の得た差押・取立命令が裁判所の発したものであるというだけでは，相当な理由があるとはいえない。

四 分 析

最高裁昭和 61 年判決によると，本件のような債権譲渡差押競合事案において，法律の知識を十分に有しない債務者が優劣を決定する判例法理（到達時説）を正確に理解せずに，債権譲渡通知よりも遅れて裁判所からの差押通知が到達したとはいえ裁判所が発する差押取立命令の方を優先しなければならないと誤信した場合でも，「相当な理由」がなければ，債務者の過失が認定されることになる。

昭和 61 年判決が，債務者の善意無過失を認定するために「相当な理由」を要求したのは何故か。調査官解説によると，民法 467 条において「通知・承

諾」が第三者対抗要件とされているのは債務者の認識と表示を通じて債権の帰属が公示されるからであり、債務者の認識と表示に対する第三者の信頼を保護するために、債務者は対抗関係における優劣を正確に判定することを要するので、債務者が優劣を誤認して劣後譲受人等に弁済した場合には安易に無過失を認定して債務者を免責させるべきではなく、誤認がやむを得ないといえるような相当な理由を要求すべきとされている⁹²⁾。

最高裁昭和61年判決に対して二つの点で批判がなされている。まず、債権譲渡差押競合事案を含む広義の債権二重譲渡事案に対して改正前民法478条を適用したことに對する批判として、優先譲受人が対抗要件としての公示を得ているので、債権の準占有者であるためには「対抗要件の公示に反する外観」を備えていることを要するが、劣後譲受人や劣後差押債権者は「対抗要件の公示に反する外観」を具備していないので債権の準占有者に該当しないとする批判がなされている⁹³⁾。また、債権譲渡と債権差押の優劣を正確に判断できなかった債務者が有過失と認定されたことに対しては、到達時説という判例法理を正確に理解したうえで譲渡通知が先に到達した場合に裁判所が発した差押取立命令の通知を無視して優先譲受人に弁済することを債務者に要求するのは、原審の判断と同様、法律知識に乏しい債務者にとって酷ではないかとの批判がある⁹⁴⁾。

第3節 権利外観法理との乖離

一 債権譲渡差押競合事案と権利外観法理

最高裁昭和61年判決により債権譲渡差押競合事案を含む広義の債権二重譲渡事案への改正前民法478条の適用が認められたが、ここで一つの疑問が生ずる。判例通説は改正前民法478条の制度趣旨を真の債権者の帰責事由を不要とする特殊な権利外観法理の具体化と解しているが、債権譲渡差押競合事案は果たして権利外観法理の適用対象といえるのであろうか。この点を確認するために、以下では、「虚偽の外観」「債権の準占有者の発生原因」「債務者の誤認の

92) 加藤和夫・最判解民事篇昭和61年度229頁。

93) 池田真朗『債権譲渡の研究(増補2版)』(弘文堂, 2004年)241-245頁, 下森定「判批」昭和61年度重判解74頁。

94) 藤原弘道「判批」民商95巻6号918-923頁。

対象」という三項目について、各項目毎に権利外観法理の適用対象とされる（権利外観法理の具体化を制度趣旨とする改正前民法 478 条が適用される）事案の特徴を示し、債権譲渡差押競合事案がその特徴を兼ね備えているかを検証する。

二 虚偽の外観の存在

最高裁昭和 61 年判決は、債権譲渡差押競合事案において、対抗関係にある債権譲受人と差押債権者のうちいずれが優先するかという優劣の判断を誤り、劣後する差押債権者に弁済した債務者の過失を認定した。本件を権利外観法理の問題として構成すると、債権の準占有者である差押債権者について真の債権者もしくは正規の受領権者のような虚偽の外観が存在することが必要となるが、本件ではそのような外観は存在しない。一部の学説から、本件の差押債権者が「対抗要件の公示に反する外観」を具備していない点が批判されているが、これは改正前民法 478 条の制度趣旨を権利外観法理の具体化と解する観点からみると、極めて正当な批判といえる。その一方で、同条の制度趣旨を権利外観法理以外の「何か」に求め得るのであれば、虚偽の外観の不存在は、必ずしも同条の適用を否定する決定的な理由とはならないと思われる。

三 債権の準占有者が出現した原因

改正前民法 478 条の制度趣旨を権利外観法理の具体化と解するのであれば、同条が適用される事案では、まず真の債権者が存在しており、その後何らかの原因により債権の準占有者が出現するという典型パターンが想定されるが、最高裁昭和 61 年判決における債権譲渡差押競合事案では、対抗関係にある債権譲受人と差押債権者に優劣決定規範である到達時説が適用された結果として、優先する債権譲受人が真の債権者とされ、劣後する差押債権者が債権の準占有者とされている。つまり、優劣決定規範の適用という「同一原因」により真の債権者と債権の準占有者が「同時に」出現していることになる。それ故、債権の準占有者とされた差押債権者が真の債権者や正規の受領権者の外観を有していないのは当然であり、権利外観法理が本来想定している「真の債権者が存在し、その後何らかの原因で債権の準占有者が出現する」という典型パターンからはかなり逸脱している。それにもかかわらず改正前民法 478 条が適用されるのであれば、同条の制度趣旨を権利外観法理以外の「何か」に求めざるを得ない。

四 債務者の誤認の対象

最高裁昭和61年判決の事案における債務者Yの誤認はかなり複雑なものになっている。(a)最初に債権譲受人Xから請求を受けたが、債権譲渡人Aから債権譲渡を解除した旨の通知と解除を撤回した旨の通知を相次いで受け取っていたことから、債権譲受人Xに弁済してよいか否か迷っていた。そして、(b)債権譲渡差押競合事案において優劣を決するための判例法理である到達時説を正確に理解していなかったところ、差押債権者の弁護士から再三にわたる請求を受け、かつ、裁判所が差押取立命令を発しているのであるから、差押債権者に弁済すべきであると考えた。以上の事情により、債務者Yは優先する債権譲受人Xではなく劣後する差押債権者Bに対して弁済をしている。

最高裁は、債務者Yの過失を認定したが、Yは何を誤認して差押債権者Bに弁済したのか。この点を探っていくと、上述の(a)についての誤認だけであれば、「債権譲渡の解除」という「事実の誤認」になるが、(b)についての誤認、つまり、対抗関係にある債権譲受人Xと差押債権者Bとの間での優劣を決定する民法467条ならびに判例法理である到達時説という「規範」の正確な理解を誤った点は、「規範」の誤認となる。そして、前述の調査官解説によると、優劣決定の「規範」を正確に理解したうえで優劣を正確に判定する義務を債務者が負っていることになるので、「規範の誤認」をした債務者Yは有過失と認定された。

以上により、最高裁昭和61年判決は債務者Yに対し、「事実の正確な把握」のみならず「規範の正確な理解」も求めていることになる。ところで、権利外観法理は、真の権利者の静的安全の保護と第三者の動的安全の保護を適切に調整して具体的な妥当な結論を導出する法理であるが、改正前民法478条の制度趣旨が権利外観法理の具体化であるならば、同条では真の債権者の静的安全の保護と債務者の動的安全の保護を適切に調整することが期待される。それにもかかわらず、債務者に「事実の正確な把握」のみならず「規範の正確な理解」までも求めることは、債務者に過重な義務を課すことになり、静的安全の保護に偏りすぎることになるので、もはや、静的安全と動的安全の適切な調整を行う権利外観法理の枠を超えているといわざるを得ない。それ故、この点からも改正前民法478条の制度趣旨を権利外観法理以外の「何か」に求める必要があると思われる。

第 4 節 民法 478 条の供託類似機能

一 民法 478 条のもう一つの制度趣旨

それでは、債権譲渡差押競合事案を含む広義の債権二重譲渡事案に改正前民法 478 条が適用される場合に、同条の制度趣旨をどのように解すればよいのか。これについては、最高裁昭和 61 年判決の判旨から示唆を得ることができる。

前掲の最高裁昭和 61 年判決における判旨③をここに再掲する。「③民法 478 条が適用されると、優先譲受人が債務者から弁済を受けられない場合があり得るが、優先譲受人は、債権の準占有者である劣後譲受人に対して、その者が弁済によって受領した金員について不当利得返還請求権等を取得するので、対抗要件具備の効果を保持し得ないものではないから、必ずしも対抗要件に関する規定の趣旨を損なうものではない」。

判旨③によると、改正前民法 478 条の適用によって、債権の準占有者である劣後差押債権者に対する弁済を有効としても、真の債権者である優先債権譲受人は弁済を受領した債権の準占有者である劣後差押債権者に対して不当利得返還請求権を取得できるので、民法 467 条ならびに判例である到達時説によって決定された優劣関係は何らの影響も受けないことになる。

この判旨③から、改正前民法 478 条のもう一つの制度趣旨を導出することができる。具体的には、「債権の帰属や取立権限の優劣をめぐる真の債権者と債権の準占有者との間の紛争において、債権の性質上必然的に紛争当事者ではない債務者が紛争に巻き込まれることから、債権の準占有者に対する弁済を有効とすることを通じて、紛争当事者ではない債務者を紛争から離脱させることによって、本来の紛争当事者である真の債権者と債権の準占有者との二当事者間における不当利得の清算等による終局的解決に移行させるための供託類似の機能を果たす制度」として、改正前民法 478 条を捉えることができると考えられる。このような「供託類似機能の実現」を「権利外観法理の具体化」と並ぶ改正前民法 478 条におけるもう一つの制度趣旨と捉えるならば、改正前民法 478 条は、「権利外観法理の具体化」と「供託類似機能の実現」という二つの制度趣旨を並存させた複合型条文ということになり、判例により多種多様な事案に適用されてきたことも納得できる。

二 供託類似機能と債務者の善意無過失

そして、債権譲渡差押競合事案に適用される場合の民法478条の制度趣旨を供託類似機能の実現と捉えるならば、債権譲受人と差押債権者の優劣を正確に判断できなかった点を捉えて債務者の過失を認定した最高裁昭和61年判決は再考が求められると思われる。同条の制度趣旨が権利外観法理の具体化であれば、真の債権者の静的安全と債務者の動的安全をどのように保護すべきかという観点から、優劣決定規範の正確な理解を債務者に求めるべきか否かを判断することになるが、同条の制度趣旨を供託類似機能の実現と捉える場合は、権利外観法理の場合とは全く異なる考慮が必要となる。

具体的には、「優劣決定規範を正確に理解ができなかった債務者を真の債権者と債権の準占有者間の紛争の渦中に留め置いて二重弁済を義務付けるべきか」、あるいは、「規範を正確に理解できなかった債務者であっても紛争から離脱させて真の債権者と債権の準占有者間の二当事者関係における終局的解決に移行させるべきか」という二択の中、いずれを選択すべきかが問題となり、供託類似機能の実現が同条の制度趣旨であることから、後者を選択すべきことにある。実際、債務者を免責させても紛争が真の債権者と債権の準占有者の二当事者関係に移行するだけであり、債務者を免責させることにより真の債権者が不利益の甘受を余儀なくされるわけではない。債務者から弁済を受領した債権の準占有者との終局的解決に舞台が移行するにすぎない。

このように解するならば、規範を正確に理解できなかった債務者の過失を認定して債務者に二重弁済の危険を負わせた最高裁昭和61年判決は非難を免れないと思われる。債務者には「優劣決定規範を正確に理解する」義務はなく、優劣を間違っても債務者の過失を認定すべきではない。

三 調査官解説の問題点

このような私見に対しては、前述の調査官解説を支持する論者からの批判が予想されるので、ここに調査官解説の問題点を指摘しておきたい。

最高裁昭和61年判決における調査官解説によると、民法467条1項2項において確定日付のある証書による債務者に対する通知もしくは債務者からの承諾が「第三者に対する対抗要件」になるのは、不動産物権変動における不動産登記の役割を登記のない債権譲渡においては債務者が登記の代わりに担うからであり、債務者は債権の帰属をめぐる対抗関係にある複数の者の間の優劣を正

確に理解すべきとされる。これによると、債務者は優劣決定規範を正確に理解したうえで事案に適切に当てはめる注意義務を負っていることになる。

しかしながら、この調査官の見解には賛同できない。登記の代わりに公示機能を果たす債務者の役割は、第三者から尋ねられた場合に複数の譲渡通知や差押通知が債務者の下に到達した日付の先後という事実を知らせることだけであり、優劣の正確な判定は到達時の先後を債務者から聞いた第三者の責任である。不動産登記も同様であり、不動産登記には、対抗関係に立つ者の優劣が記載されているわけではなく、登記がなされた日付が記載されているだけで、そこから優劣を正確に判定するのは登記を閲覧した者の責任である。つまり、調査官解説によると、不動産物権変動において不動産登記でさえ担っていない「優劣結果の公示」を、債権譲渡における債務者に担わせていることになる。何故に、債務者は「優劣結果の公示」まで担わなければならないのか。不動産登記が権利の登記の日付を公示すれば足りるように、債務者も通知を受領した日付の先後を正確に認識したうえで第三者から尋ねられれば日付の先後を返答すれば済むはずである。調査官解説の見解は説得力に乏しいといわざるを得ない。

四 供託類似機能と真の債権者の帰責事由

前述のように、債権譲渡差押競合事案に改正前民法 478 条が適用される場合の同条の制度趣旨は、供託類似機能の実現であり、権利外観法理の具体化ではない。また、この事案では債権の準占有者の出現について真の債権者の帰責事由はそもそも想定できない。債権をめぐる対抗関係に立つ紛争当事者の中から、優劣決定規範の適用により、優先者が真の債権者、劣後者が債権の準占有者に決定されるからである。それ故、改正前民法 478 条の制度趣旨が供託類似機能の実現である場合の同条の要件として真の債権者の帰責事由は当然に不要となる。

第 5 節 民法 478 条適用事案の類型化

一 類型化の必要性

前節までの考察により、判例による改正前民法 478 条の適用事案は多種多様であるが、そのすべてが判例通説により改正前民法 478 条の制度趣旨とされる権利外観法理が当てはまる事案というわけではなく、債権譲渡差押競合事案の

ように権利外観法理とは無関係の事案も存在すること、そのような事案に改正前民法478条が適用される場合の同条の制度趣旨は「供託類似機能の実現」であることが解明された。

本節では、判例における改正前民法478条の適用事案を三類型に分類したうえで、各類型毎に同条の制度趣旨とされる「権利外観法理の具体化」と「供託類似機能の実現」のいずれが当てはまるのか、また、各類型における同条の制度趣旨を踏まえて各類型毎に課されるべき要件の内容について検討する。

二 債務者の誤認対象を基準にした三類型

改正前民法478条の適用事案は債務者の誤認対象を基準にして以下の三類型に分類される。

まず第一に、債権がAに帰属しているにもかかわらずBに帰属していると債務者Cが誤認をしてBに弁済する「帰属誤認型」であり、債権譲渡事案、債権差押事案、相続事案などがこれに含まれる。債権の準占有者の範囲を狭く捉える有力説において改正前民法478条が本来適用されるべきと解されているのが、この帰属誤認型に属する事案である。

第二に、債権者Aから何ら受領権限を授与されていないBを受領権限が授与されたものであると債務者Cが誤認をしてBに弁済する「受領権限誤認型」であり、詐称代理人事案、偽造受取証書事案がこのタイプに属する。

そして最後に、履行請求者Bを債権者Aと同一人物であると債務者Cが誤認をしてBに弁済する「同一性誤認型」である。債権者本人になりすます事案がこれに属し、預金不正払戻事案で最も多く見られる類型である。

三 各類型毎の制度趣旨

前述のように、民法478条の適用事案は、債務者の誤認対象を基準にして、帰属誤認型、受領権限誤認型、同一性誤認型に分類されるが、このうち、受領権限誤認型と同一性誤認型では、虚偽の外観を信じて弁済した債務者が保護されるので、これらの類型に適用される場合の民法478条の制度趣旨は権利外観法理の具体化と解される。

その一方で、帰属誤認型では、債権の帰属や帰属割合等をめぐり争う複数の紛争当事者の中から民法478条とは別の規範（前述した広義の債権二重譲渡事案では民法467条1項と2項ならびに判例が採用した到達時説）の適用によって真の

債権者と債権の準占有者（改正後の表見受領権者）が決定されるが、債権という権利の性質上、必然的に債務者が紛争に巻き込まれるので、本来の紛争当事者である真の債権者と債権の準占有者との間での終局的な紛争解決に移行するために、過誤弁済をした債務者を紛争から離脱させる「供託」類似の機能を民法 478 条が果たしている。つまり、帰属誤認型に適用される場合の民法 478 条の制度趣旨は供託類似機能の実現であると解される。

四 各類型における真の債権者の帰責事由

民法 478 条の制度趣旨が帰属誤認型（供託類似機能の実現）と受領権限誤認型・同一性誤認型（権利外観法理の具体化）とで異なることから、債務者が免責されるための要件にも違いが生ずる。帰属誤認型は権利外観法理の具体化とは無関係なので真の債権者の帰責事由はそもそも問題になり得ず、そこからの当然の帰結として、真の債権者の帰責事由は要件として不要とされる。

その一方で、受領権限誤認型・同一性誤認型において民法 478 条の制度趣旨は権利外観法理の具体化であるから、真の債権者の帰責事由を要件とすべきである。判例通説は、弁済の日常大量性や、すでに債務を負っており履行を拒絶すれば債務不履行責任を課せられるという弱い立場にある債務者の要保護性の高さを根拠に、民法 478 条を「特殊な」権利外観法理規定と捉え、真の債権者の帰責事由を不要と解している。しかしながら、債務者を他の権利外観法理規定の第三者よりも手厚く保護するという目的は、真の債権者の帰責事由を要件としたうえで、債務者の善意無過失や真の債権者の帰責事由を緩やかに認定することで実現できるのであるから、債務者を手厚く保護するために真の債権者の帰責事由を要件から外すことは、債務者を過剰に保護することになると考えられる。それ故、受領権限誤認型と同一性誤認型においては真の債権者の帰責事由を要件とすべきである。

第 8 章 民法 478 条をめぐる 2017 年改正の問題点

一 改正の趣旨

2017 年改正によって、民法 478 条では、改正前の条文で用いられていた「債権の準占有者」という用語が「表見受領権者」という概念に変更されたが、立案担当者の解説によると、意味をわかりやすくするための変更にすぎないとさ

れており⁹⁵⁾、債権の準占有者と表見受領権者は同義と解され、条文の内容自体は実質的に改正前と同じであるとされている⁹⁶⁾。それ故、本稿で検討した改正前民法478条の判例通説をめぐる問題点は改正後もそのまま継承されることになる。しかしながら、問題はそれだけにとどまらない。今回の改正により、債権の準占有者から表見受領権者へと用語が変更されたことに伴い、表見受領権者の定義として「受領権者……以外の者であって取引上の社会通念に照らして受領権者としての外観を有するもの」という文言が付け加えられたが、「外観」という文言の使用が、新たな問題の火種となり得るからである。

二 「外観」概念導入に伴い懸念される弊害

2017年改正前民法478条では、「債権の準占有者」という抽象的な概念が用いられてきたが、この概念の解釈をめぐり争いが生じた反面、抽象的な概念であるが故に、受領権限誤認型、同一性誤認型、帰属誤認型という三類型に分類される多種多様な事案に同条が適用されることが可能であったとともに、「権利外観法理の具体化」と「供託類似機能の実現」という全く異なる二つの制度趣旨を一つの条文に並存させることも可能であった。ところが、2017年の改正により、「債権の準占有者」概念が廃止され、その代わりに、改正後の新478条では「受領権者以外の者であって取引上の社会通念に照らして受領権者としての外観を有するもの」を指す「表見受領権者」概念が新しく導入されたことにより、改正前における二つの制度趣旨ならびに三類型の適用事案の並存が崩壊するおそれが生じた。改正において同条に「外観」という文言が付け加えられたことにより、改正後の民法478条の制度趣旨が権利外観法理の具体化に一元化され、その結果、改正前には並存されていた「供託類似機能の実現」というもう一つの制度趣旨が排除されかねないからである。権利外観法理の具体化への制度趣旨の一元化は、「供託類似機能の実現」を制度趣旨とする「帰属誤認型」に属する事案が改正後の同条の適用範囲から除外される危険性へと結び付く。債権の準占有者の範囲を狭く解する有力説が唱えていたように、帰

95) 筒井=村松・前掲注47) 186-187頁。

96) 潮見佳男『民法改正法の概要』(きんざい, 2017年) 179-180頁, 難波譲治「弁済(2)——弁済者・弁済の相手方」潮見佳男=千葉恵美子=片山直也=山野日章夫編『詳解改正民法』(商事法務, 2018年) 329-330頁。

属誤認型に属する事案こそが改正前民法 478 条制定当初の「本来の」適用事案であり、その後の判例の展開により受領権限誤認型もしくは同一性誤認型に属する事案にも改正前民法 478 条の適用範囲が拡張されていったという歴史的経緯をみると、改正前民法 478 条の「本来型」適用事案は帰属誤認型であり、受領権限誤認型と同一性誤認型は同条の「転用型」適用事案にすぎないことになるが、2017 年改正により民法 478 条の制度趣旨が権利外観法理に一元化されて同条の適用対象から帰属誤認型が除外されるならば、本来型が除外され転用型が残存する「軒先を貸して母屋を取られる」という本末転倒の事態が生じかねない。

また、帰属誤認型の事案が改正後も民法 478 条の適用範囲に残されたとしても、同条の制度趣旨が権利外観法理の具体化に一元化されるならば、権利外観法理とは無縁の帰属誤認型に属する事案についても権利外観法理の視点から同条が解釈され、債権譲渡差押競合事案に関する最高裁昭和 61 年判決において露呈したのと同様の問題（優劣決定規範を正確に理解しなければ債務者の過失が認定される等）が改正後も繰り返されることが懸念される。さらに、帰責事由必要説の論者等から、帰属誤認型の事案でも真の債権者の帰責事由を要件にすべきとの主張がなされる可能性もあるなど、民法 478 条の制度趣旨が権利外観法理の具体化に一元化されることに伴い懸念される弊害は少なくない。

三 改正後の解釈における注意点と再改正の必要性

改正後の民法 478 条の解釈において注意すべき点としては、改正により「外観」という文言が条文に付け加えられたが、その文言を過度に重視することなく、同条の制度趣旨として権利外観法理の具体化と供託類似機能の実現が並存していることを念頭に置いて、同条を解釈することが必要となる。また、将来的に同条の再改正がなされることがあれば、帰属誤認型、受領権限誤認型、同一性誤認型という三類型を個別に条文化するか、それが無理であるとしても、権利外観法理の具体化と供託類似機能の実現という二つの制度趣旨毎に別々の条文を設けることが考えられてもよいのではないかと。

第9章 預金不正払戻における無権限指図構成

第1節 民法478条の意義と限界

一 預金払戻業務保護規定としての役割

改正前民法478条をめぐる判例は、①民法478条を真の債権者の帰責事由を不要とする特殊な権利外観法理規定と解したうえで、②預金不正払戻事案を民法478条の典型的適用事案と捉え、③民法478条の射程を類推適用によって貸付事案等に拡張していった。

①②の組み合わせにより、民法478条は金融機関が安心して預金払戻業務を遂行するための保護規定として機能し、通説も判例を理論的に支え続けてきた。さらに③が加わり、同条はより広く預金関連業務全般にわたり金融機関を保護する役割を果たしている。

二 判例通説を揺るがす国内外の動き

しかしながら、近時、民法478条における判例通説の立場を揺るがせる動きが国の内外で見られている。一つ目の動きはカード預貯金者保護法の制定であり、これにより帰責事由（過失）のない預金者は、窓口払の預金不正払戻では民法478条の適用により金融機関が善意無過失である限り全損失を負担させられるのに対して、機械払の預金不正払戻ではカード預貯金者保護法の適用により金融機関が善意無過失であっても一切の損失負担を免れることができるので、窓口払と機械払で正反対の法的対応がなされる事態が生じている。

二つ目の動きは、全銀協が公表した平成20年（2008年）の申合せであり、これにより、窓口払の預金不正払戻の場合でもカード預貯金者保護法と同じ実務対応がなされることになり、過失のない預金者の損失負担について窓口払と機械払とで正反対の法的対応がなされるという事態が業界団体の自主規制により解消されることになった。この申合せにより、真の債権者の帰責事由を不要と解することで民法478条を預金払戻業務保護規定として機能させてきた判例通説は実務による後ろ盾を失ったことになる。

三つ目の動きは、過失相殺的処理に対する支持の拡大である。預金者の過失（帰責性）を損失負担の割合に反映させようとするもので、過失（帰責事由）のない預金者にも全損失を負担させる判例通説を脅かす動きといえる。

最後に、海外の動きとして、EU の二度にわたる（2007 年と 2015 年）決済サービス指令と加盟国による同指令の国内法化が挙げられる。それによると、預金払戻がキャッシュレス決済などとともに決済サービスの一つと位置付けられ、無権限者による決済サービスの不正利用（預金不正払戻も含まれる）から生じた損失について過失のない顧客（預金者）は一切の負担を免れると規定されている⁹⁷⁾。わが国の判例通説と正反対の対応といえる。

以上に挙げた国の内外における動きを踏まえ、民法 478 条の解釈として真の債権者の帰責事由を不要とする判例通説は、もはや維持できないのではないかと思われる。

三 預金不正払戻事案への民法 478 条適用の見直し

わが国の判例通説では、長年にわたり、預金払戻の法律構成を預金債権の弁済と捉えたうえで、無権限者による預金不正払戻に対しては、表見受領権者（2017 年改正前の債権の準占有者）に対する弁済について定めた民法 478 条の適用が当然視されてきた。しかしながら、判例通説において窓口払の預金不正払戻事案が民法 478 条の典型的適用事案として位置付けられるようになったのは、昭和 40 年代以降であり（機械払事案に至っては平成 15 年以降である）、それ以前の判例では金融機関が定めた免責約款の効力の問題として金融機関の免責の可否が判断されていた。それ故、民法 478 条の適用が預金不正払戻事案の問題を解決するための唯一の法律構成というわけではない。

現に、わが国の民法 478 条に相当する条文を置いていないドイツにおいても、無権限者による預金不正払戻から生じる損失を預金者と金融機関のいずれが負担すべきかという問題はかなり以前から議論されているが、わが国とは全く異なる法律構成によって預金不正払戻の問題が処理されてきた。筆者は以前に公表した別稿においてこの点に関するドイツ法との比較を試みており⁹⁸⁾、次節においてその概要を記す。

97) 前掲注 2) の文献参照。

98) 拙稿⑤・前掲注 1) 163-179 頁。

第2節 ドイツにおける無権限指図構成

一 預金不正払戻の無権限指図構成

ドイツの判例通説によると、預金払戻は、有償委任契約の性質を有する預金契約における「預金の現金化」という委任事務と捉えられ、委任者的地位にある預金者が受任者的地位にある金融機関に対して一定金額の預金の現金化を指図し、その指図を受けた金融機関は委任事務の執行として指図された金額の現金を預金者に支払う。そして、預金者に支払われた現金は預金の現金化という事務処理に要した費用として預金者に償還を請求できるので、金融機関は預金者に対する費用償還請求権に基づいて現金化金額を預金者の口座から引落し、引き落とされた金額分だけ預金残高が減少する。

その一方で、無権限者から預金の払戻（預金の現金化）が指図され、その指図に従って金融機関が無権限者に現金を支払っても、金融機関は預金者に対して費用償還請求権を取得できないので、現金化金額を預金者の口座から引き落とすことが許されず、その結果、無権限者に支払われた現金化金額分の損失は原則として金融機関が負担することになる。もっとも、預金者によるキャッシュカードや暗証番号等の管理に不備があったことが原因で無権限者による指図がなされた場合には、金融機関は預金者に対して預金契約上の保管義務違反を理由に損害賠償請求権を取得しうるので、当該損害賠償請求権に基づいて現金化金額を預金者の口座から引き落とすことが許され、過失がある預金者が損失を負担することになる。

預金不正払戻の問題を「預金契約における無権限指図による費用償還請求権もしくは損害賠償請求権の成否の問題」（無権限指図構成）と捉えるドイツの判例通説によると、預金者が損失を負担するのは過失がある場合のみであり、過失（帰責性）のない預金者は一切の損失負担を免れる。また、預金不正払戻を防止するための注意義務を金融機関と預金者の双方に預金契約上の義務として課すことができ、さらに、過失相殺による割合的解決が可能になるなど、わが国の民法478条を適用した場合と比較して、具体的妥当な結論を導出できる。加えて、無権限指図構成は、ドイツ民法に定められた決済サービス規定に導入され、キャッシュレス決済手段の無権限者による不正利用事案においても、預金不正払戻事案と同様の処理がなされている。

二 無権限指図構成のわが国への導入可能性

それでは、ドイツの判例通説が採用する無権限指図構成を、わが国においても導入することが可能であろうか。これについて、わが国でも預金契約の法的性質を消費寄託契約プラス委任契約と捉える判例法理がすでに形成されており⁹⁹⁾、委任契約の性質を有する預金契約における委理事務の一つとして預金払戻を位置付けることは可能なので、預金不正払戻について無権限指図構成を採用するための理論的前提はすでに整備されているといえる。

第 3 節 無権限指図構成を導入する必要性

民法 478 条をめぐる判例通説は、同条の制度趣旨を特殊な権利外観法理の具体化と捉え、真の債権者の帰責事由を不要と解している。そして、帰責事由を不要とする実質的根拠は、「日常的に大量に行われる弁済を簡易迅速に処理する必要性」と「既に債務を負っており弁済を拒絶すると債務不履行責任を課せられる弱い立場にある債務者の要保護性の高さ」に求められている。

しかしながら、預金払戻業務のように大量の弁済を迅速に行う必要がある場合には、受領権限の確認を定型化して迅速に行う受領権限確認システムが導入されており、「日常的に大量に行われる弁済の簡易迅速な処理」は、受領権限確認システムの設置運用により実現されている。また、受領権限確認システムを用いて弁済が行われるということは、弁済前においてすでに真の債権者である預金者と債務者である金融機関との間で締結された預金契約において同システムの利用について双方が合意しており、しかも、預金払戻業務のように債務者一人に対して債権者が多数の場合には債務者（金融機関）が同システムを設置運営する主体であることから、同システムを利用して弁済がなされる事案では、通説が帰責事由不要の実質的根拠に挙げた「要保護性の高い脆弱な債務者」はもはや存在しない。

さらに、真の債権者である預金者の帰責事由を不要とすると、預金者は帰責性がなくても全損失を負担させられるので、不正払戻を防止する義務を預金者に課することが困難になることから、最高裁平成 15 年判決のように、通帳、カ

99) 最判平成 21 年 1 月 22 日民集 63 卷 1 号 228 頁（瀬戸口祐基「判批」民法判例百選Ⅱ（第 9 版）132 頁）、最大決平成 28 年 12 月 19 日民集 70 卷 8 号 2121 頁（白石大「判批」民法判例百選Ⅲ（第 3 版）142 頁）、拙稿⑤・前掲注 1）163-164 頁。

一、暗証番号の適切な管理をするよう預金者に注意喚起をする義務が債務者である金融機関に課せられることになり、民法478条の下で課される債務者の注意義務が、「虚偽の外観を安易に信じないための注意義務」や「外観が虚偽であることに気付くための注意義務」のレベルを超えて、「外観作出を防止する義務」にまで高められてしまい、権利外観法理の具体化とされる民法478条の適用に限界があることを露呈する結果になる。

加えて、真の債権者（預金者）と債務者（金融機関）双方の合意の下で運用されている受領権限確認システムを無権限者が不正利用して真の債権者や正規の受領権者のような外観が作出されることになるが、それは真の債権者と債務者の双方の合意の下で想定された外観であり、そのような想定済みの外観を信頼した債務者の保護を権利外観法理の具体化とされる民法478条の適用により保護する必要があるのか疑問である。権利外観法理の下では真の債権者の静的安全の保護と債務者の動的安全の保護が適切に調整されて結論が導き出されるが、受領権限確認システムを利用した弁済では、静的安全の保護と動的安全の保護の調整を契約当事者の合意に委ねることができるからである。そして、同システムは真の債権者と債務者双方の合意の下で運用されているのであるから、同システムの不正利用を防止するための注意義務が契約上の義務として債権者と債務者の双方に課されるべきであり、預金不正払戻のような受領権限確認システムの不正利用による過誤弁済の問題は、契約上の注意義務に違反した者の債務不履行責任の問題として捉えた方が、適切な解決に至るものと考えられる。

以上により、預金不正払戻事案では、受領権限確認システムを利用して弁済（払戻）がなされているので、真の債権者である預金者の帰責事由を不要とする実質的根拠が喪失していること、また、真の債権者である預金者の帰責事由を不要とすると預金者に不正払戻を防止するための注意義務を課すことができなくなり、その結果、民法478条の下で債務者である金融機関に虚偽の外観作出防止義務を課さざるを得なくなること、さらに、債務者が信頼した虚偽の外観が債務者自身により設置し運用されている受領権限確認システムの不正利用により作出されていることからそもそも権利外観法理の問題といえるのかさえ疑わしいこと、等の理由により、受領権限確認システムを利用して行われる預金不正払戻事案に対して民法478条を適用して債務者（金融機関）を保護することは、理論的にもはや限界に達しているといえるので、無権限指図構成によ

り問題の解決を図る必要があると解される。

第 4 節 無権限指図構成を導入する有用性

続いて、預金不正払戻事案に無権限指図構成を採用することにより、どのような有益な結果が得られるのかを見ていくことにする。

第一に、無権限指図構成では、無権限者による指図がなされても、指図に従い預金の払戻に応じた金融機関は預金者に対して費用償還請求権を取得できないので払戻金額を預金者の口座から引き落とすことができないが、無権限者による指図がなされた原因が預金者に課された契約上の注意義務違反にあった場合には金融機関が預金者に対して損害賠償請求権を取得し、それに基づき預金者の口座から払戻金額の引落としがなされるので、真の債権者である預金者は過失（帰責性）のある場合のみ損失を負担させられ、過失のない場合は損失負担を免れるという適切な結論を導き出すことができる。

第二に、民法 478 条の注意義務として真の債権者である預金者に課すことが理論的に不可能な「虚偽の外観の作出を防止する義務」を、認証手段の管理義務という預金契約上の義務として預金者に課すことが可能になる。

第三に、受領権限確認システムの設置運営主体である金融機関（預金債権の債務者）に、民法 478 条の下で債務者の注意義務として課すことが理論的に困難な「虚偽の外観の作出を防止する義務」を、預金不正払戻防止義務という預金契約上の注意義務として課すことが可能になる。

第四として、無権限指図構成を採用することにより、普通預金の払戻、定期預金の期限前払戻、預金担保貸付をすべて金融機関が預金者に提供する委任事務として同列に扱うことができ、無権限者の指図により事務処理がなされた場合の対応も同一の処理が可能になる。これにより、預金担保貸付事案や総合口座貸越事案において民法 478 条の類推適用という構成をとる必要がなくなるので、同条の類推適用をめぐる理論的問題がすべて解決されるとともに、すべての事案において過失のない預金者は損失の負担を免れることができ、過失のない預金者が損失を負担させられるという不当な結果も回避できる。また、保険契約者貸付事案についても、契約者貸付制度が本体である生命保険契約に付随する役務提供であることを踏まえ、委任的な側面があるといえるので、預金担保貸付事案等と同様に、無権限指図構成で処理できると解され、この場合も民法 478 条の類推適用という構成を回避できると思われる。さらに、その延長線

上に、キャッシュレス決済の無権限者による不正利用の事案についても委任契約の性質を有するキャッシュレス決済利用契約における無権限指図の問題として預金不正払戻と同様の処理が可能となる。

最後に、第五の有用性として、無権限指図構成では、預金者も金融機関と同様に預金不正払戻を防止する義務、具体的には、通帳、カード、暗証番号を適切に管理する義務を預金契約上の注意義務として負い、無権限者による不正払戻の原因が預金者の認証手段管理義務違反である場合には、金融機関の預金者に対する損害賠償請求権が発生することになるので、金融機関の過失との間で本来の過失相殺が可能となり、金融機関と預金者双方の過失を考慮した割合的解決の実現が可能となる。

おわりに

民法 478 条は改正前から判例通説により特殊な権利外観法理規定として真の債権者の帰責事由が不要と解され、預金者に帰責事由がなくても金融機関が善意無過失であれば預金不正払戻から生じる損失を預金者に負担させることができる預金払戻業務保護規定としての役割を果たしてきた。しかしながら、判例通説が採用する帰責事由不要説は誕生に至る歴史的経緯を踏まえてもその正当性に疑念が生ずることから、早急な見直しが必要である。また、民法 478 条は判例により預金不正払戻事案以外にも多種多様な事案に適用されており、これらの事案は帰属誤認型、受領権限誤認型、同一性誤認型に類型化されるとともに、同条が権利外観法理の具体化だけではなく供託類似機能の実現も制度趣旨とする複合型条文であることから、各類型毎に制度趣旨が異なることを踏まえた要件の解釈が必要となる。あらゆる適用事案に対して権利外観法理に基づく画一的な条文解釈を行うことは許されない。さらに、従来から民法 478 条の典型的な適用事案とされてきた預金不正払戻事案においても、国の内外の情勢の変化を踏まえ、真の債権者である預金者の帰責事由を不要と解する判例通説の見解を維持することがもはや困難になっており、民法 478 条の適用ではなく、金融機関と預金者の双方に課された預金契約上の注意義務を中心に問題の解決を図る「無権限指図構成」への移行が求められる。